経済産業省 御中

令和３年度コンテンツ海外展開促進事業｜著作物等の簡素で一元的な権利処理の実現化に関する調査事業

報告書

PwCコンサルティング合同会社

目次

1. 本調査事業の背景および目的 … P. 2
2. 調査全体のアプローチ … P. 7
3. 調査結果 … P. 13
    1. 調査(1)既存団体のデータベースに関する調査
        1. アプローチ
        2. 調査結果：アンケート
        (参考)韓国デジタル著作権取引所の調査結果
    2. 調査(2)システム要件の検討 … P. 34
        1. アプローチ
        2. 調査結果：想定される要件
    3. 調査(3)一元化システムにおける互換性担保に関する調査 … P. 44
        1. アプローチ
        2. 調査結果：メタデータ標準
        3. 調査結果：管理コード
    4. 調査(4)その他業務運用等の検討 … P. 53
        1. アプローチ
        2. 調査結果：新しい権利処理の方法とこれまでの違い
        3. 調査結果：一元化システムの運営体制の検討
        4. 調査結果：次年度以降の推進計画
4. 総括 … P. 62
    1. 調査(1)-(4)の総括
    2. 今後の取組に向けたご提言

1. 本調査事業の背景および目的

1. 本事業の背景および目的
1-1. 背景：デジタル化・ネットワーク化によるコンテンツ産業の環境変化

- コンテンツ産業を取り巻く環境はデジタル化・ネットワーク化の進展により消費者・流通構造・コンテンツ創作者のそれぞれで大きく変化しています。
- コンテンツのデジタル化によりコンテンツはスマートフォンで音楽、映画、書籍等多様なジャンルのコンテンツが消費され、コンテンツ自体のネット化率も大きく上昇しています。
- また、デジタル化されたコンテンツの投稿や配信を行うプラットフォームの影響力が増しており、プラットフォーム上にプロアマ問わず大量のコンテンツが流通する環境となっています。

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴いコンテンツ産業における消費者、流通、創作者それぞれに大きな変化が生じている

消費者の変化

- サブスクリプションサービスや広告付きの無料動画視聴等の利用拡大に伴い、スマートフォンを介したオンライン上でのコンテンツ消費が2014年からの約6年間で2倍と急激に伸びている
- これら消費者のスマートフォンを中心としたコンテンツ消費により、SNSやオンラインゲームにおいてコンテンツを介して消費者が発信するなど、単なる消費だけでなくコンテンツを介した相互コミュニケーションを行う環境が整備されている

スマートフォンを介した国内コンテンツ市場規模の拡大

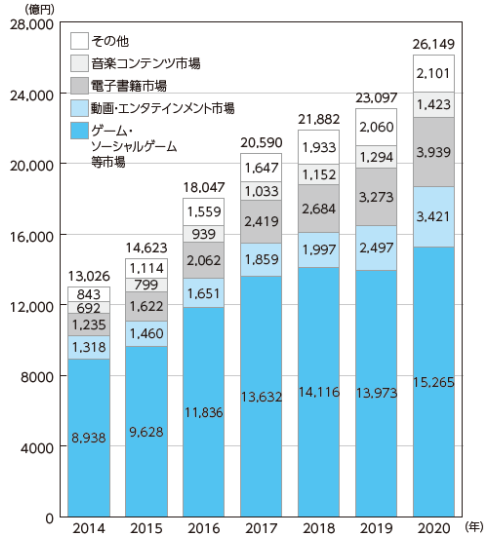

流通構造の変化

- 従来は、テレビ放送、書店、映画館、レコードショップといった固有の流通経路があったものの、デジタル化、特にスマートフォンの普及により、あらゆるコンテンツがインターネットを通じて、時間や地理的制約を問わず楽しめるようになった
- コンテンツのデジタル化に伴い、動画配信サービス等によりインターネットを介したコンテンツ流通が急速に伸びている
- コンテンツ制作においては、デジタル化によって既存の流通チャネルの束縛から解放されて、流通販路の選択肢が増えることを意味し、そのコンテンツの競争力によっては収益を拡大する機会が増している

国内コンテンツ全体におけるネット化率の上昇

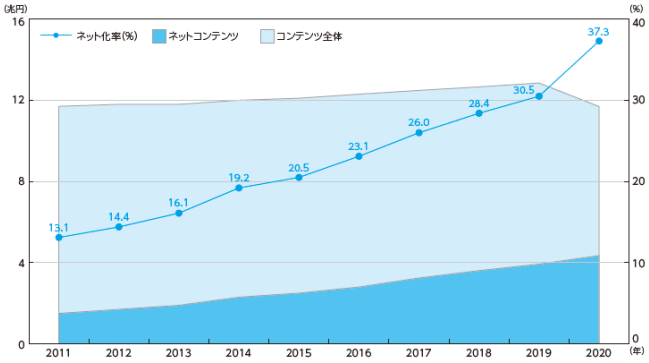

コンテンツ創作者の変化

- スマートフォンの普及やユーザー投稿型のデジタル配信プラットフォームサービスにより、コンテンツの創作・発信に係る限界費用が大きく低減し、『１億総クリエーター時代』とも言うべき市場環境が既に実現されている
- こうした環境下では、いわゆる『プロ』のクリエーターにより創作されたコンテンツと、『アマチュア』のクリエーターによる創作物“UGC(User Generated Contents)”とが、同じ土俵で流通していくこととなり、消費者から見た創作者のプロ・アマチュアの境界は非常に曖昧なものとなっている

日本国内におけるSNSの利用状況

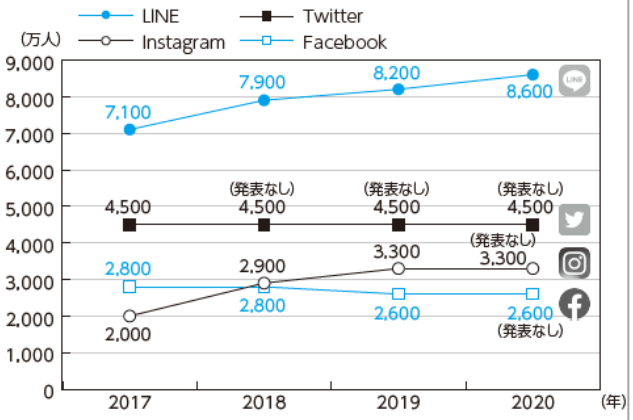

出典：一般財団法人デジタルコンテンツ協会『デジタルコンテンツ白書2021』

1-2. 背景：簡易で一元的な権利処理の必要性

- このような状況の中、日本のコンテンツ企業においては、デジタル化を含むグローバルでの配信や多元的なIP利活用によりビジネス領域の獲得を進める企業が増えてきているものの、音楽、映像、写真、動画その他多様な著作権の権利処理がネックになるケースがあることや、UGCにおいて権利者の利益を不当に侵害するケースなどが課題となっています。
- デジタル化の大きな変化に対して、権利処理と適正な利益配分に係る取引コスト低減の観点から著作物の簡易で一元的な処理の実現が求められているものと理解しています。

	既存のコンテンツ事業者	UGCをはじめとする新たな創作者
現状	近年では、マンガ等を原作とした映像作品の製作・配信、その関連 ゲーム等への展開、関連楽曲を用いたライブイベントの開催など、一つの IP(知的財産)を起点としてより大きくビジネスを展開する事例も増えており、そうした多元的なIP利活用を可能とするような権利処理やビジネス領域の獲得を戦略的に進める企業も出てきている	技術進歩がもたらした創作・発信にかかる限界費用の低下により、コンテンツの流通量が爆発的に増大している。また、コンテンツ創作・編集ソリューション等の普及により、アマチュアクリエーターによる創作・発信の機会が拡大し、アマチュアクリエーターのプロ化、アマチュアクリエーターによる創作物の商業利用、二次創作物の増大等がおきている
権利処理における課題	IPのマルチユース需要がある場合には、多様な主体がそれをより多くの機会を創り出して事業化できるように、権利者の適正な権利保護及び対価還元と両立する形で、権利処理取引コ ストを低減し、権利者と利用者が互いに収益拡大を図れる環境にすることが望ましい しかし、例えば放送番組制作など、短期間で音楽、映像、写真、動画などの多様な著作物の権利処理が必要な場面、過去の作品のデジタル配信において権利者の連絡先が不明なケース等について、権利処理がネックとなってビジネス展開に影響を与えている場合も存在している	ユーザー投稿型プラットフォームにおいて、権利者の利益を不当に侵害する海賊版コンテンツの流通が大きな問題となっている。著作物等の利用については、プラットフォームサービスの提供者側で権利者側(集中管理団体等)と契約を締結することにより、一般ユーザーにおける利用を円滑化する措置を講じている例もあるが、その実現の程度は各種サービスや権利物の種類等によってさまざまの状況 また、権利者に還元されるべき対価の在り方についても、広告収入等の収益形態の多様化によって定型的な処理が困難となっており、 適切な情報開示を行いながら当事者間で丁寧に協議を行っていく必要が生じている

出典：知的財産戦略本部デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース令和3年3月『中間とりまとめ』を基に記載

権利処理と適正な利益再分配が迅速に低取引コストで実現できる環境の構築が、我が国のコンテンツ産業の発展にとって不可欠であり、著作物の簡易で一元的な処理の実現が求められている

1-3. 背景：一元的な権利処理に向けた現状と課題

- 一方で、現状の著作権処理においては、各コンテンツ分野で著作権処理の管理団体が登録されているものの、職種やメディアに準じた権利者視点の区分となっており、複数のコンテンツ利用時はもちろんのこと、一つのコンテンツを利用する場合にも複数の異なる事業者や権利者に申請が必要など、利用者にとっては利便性が低い状態です。
- また分野によって集中管理の度合いは大きくばらつきがあり、集中管理されていない著作物の場合には、利用者は個別の権利者に対して許諾を取る必要が生じています。

各コンテンツ分野と著作権等管理団体の対応状況の整理

		著作物等管理団体による管理状況 (主な管理団体)	管理 委託数	集中管理 の有無
著作権法 10条で 例示される 著作物	曲・歌詞	JASRAC	18,728	○
		NexTone	1,650	
	文芸作品	日本文藝家協会	3,780	○
	脚本	日本脚本家連盟	2,200	○
	漫画	日本漫画家協会	不明	△
	舞踊・無言劇	無し*1	-	×
	絵画・彫刻	日本美術家連盟	238	△
	建築	無し*2	-	×
	図表・図面	日本ビジュアル著作権協会	不明	×
	映画	無し*3	-	×
	写真	日本写真著作権協会	5,984	○
	プログラム	無し*4	-	×
著作隣接権	原盤	日本レコード協会(一部権利のみ)	350	△
	演奏・歌唱	日本芸能実演家団体協議会	94,000	○
	演技(動画)	映像コンテンツ権利処理機構	不明	○
	放送	日本テレビジョン放送著作権協会 (有線放送の権利)	114	○

出典：各著作物等管理団体Webサイトより弊社作成
＊1 舞踊/無言劇は、公益社団法人日本複製権センター・一般社団法人 学術著作権協会が団体登録されているが委託確認できず
＊2 建築は、一般社団法人学術著作権協会が団体登録されているが委託確認できず
＊3 映画は、一般社団法人日本映画製作者連盟が権利処理の協議は行っているが著作権の委託管理は行っていない
＊4 ソフトウェアプログラムは、一般財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)はプログラムの著作物の登録事務を行っているが、著作権の委託管理は行っていない

既存のコンテンツ分野における課題

1 管理区分が利用者視点となっておらず、手続きが煩雑

例えば、一つのCD音源を用いる際には、JASRACだけでなく、レコード会社や芸団協などの複数の管理団体や権利者へ許諾が必要

2 集中管理されていない分野や非管理著作物の利用が困難

全ての分野に対して著作権等管理事業者が登録されているものの、実態上は、集中管理が進んでいる分野と進んでいない分野が存在

またUGCなどで増えている非管理著作物については管理事業者での許諾ができず、適法な商用利用が困難

2. 目的：簡素で一元的な権利処理の実現に向けた検討の方向性と本事業の目的

- これらの課題に対して、『知的財産推進計画2021』において一元的な権利処理を可能とする制度の実現方針が示され、現在文化審議会基本政策小委員会にて、貴省や文化庁等が連携して検討が進めておられます。また、実現化に向けた検討は、拡大集中許諾制度の導入や裁定制度の見直しなどの制度・ルール面の検討と並行して、既存の団体とのデータ連携などシステム化を含む業務運用の検討が両輪で進められており、本事業は後者の検討が目的と考えています。

内閣府知的財産戦略本部『知的財産推進計画2021』

(中略) デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。・・・(中略)

一元的な権利処理のイメージ

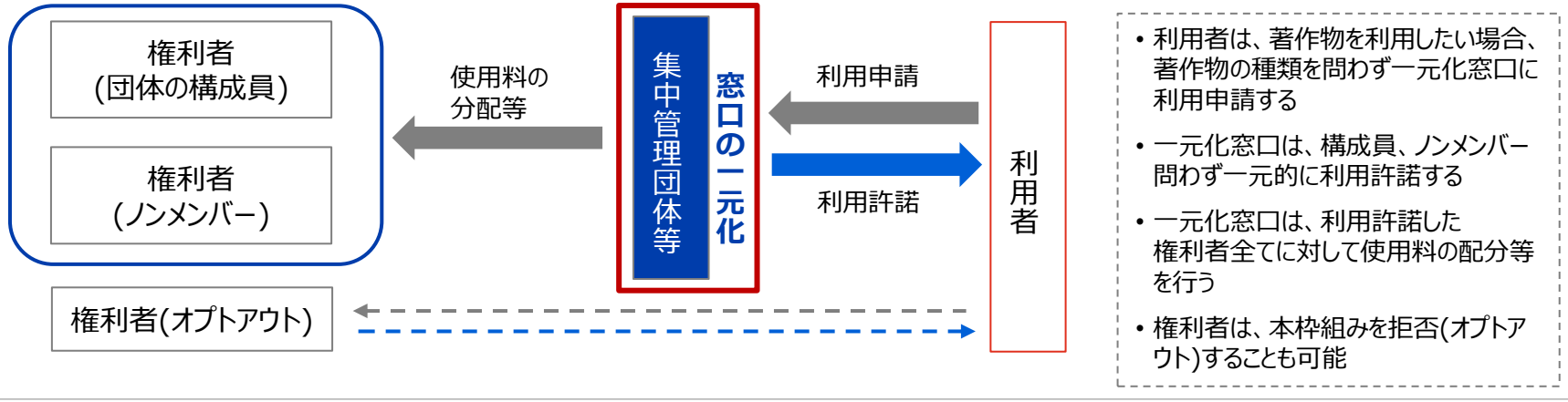

出典：知的財産戦略本部『知的財産推進計画2021(概要)』を基に作成

検討すべきポイント(例)

制度・ルールに係る検討

- **権利処理に資する一元的な窓口の創設**
  - ➢既に運用されている同様の制度や団体との関係の整理等
- **いわゆる拡大集中許諾制度による権利処理**
  - ➢利用場面等を特定しない一般ECL、特定する個別ECLの選択や、特定する場合の想定場面や有用性の検討等
- **現行の裁定制度の改善　　等**
  - ➢申請手続きのさらなる改善や民間委託

両輪で検討

システム化を含む業務運用に係る検討

- **権利情報データベースの構築に向けた方策検討**
  - ➢既存のデータベースとの連携や標準化の実現可能性検討
- **一元化に係る運用コストの検討**
  - ➢一元化のためのシステム化に係るコスト、運用に係るコストを推計し、負担主体や負担方法を検討
- **権利処理の一元化に向けた利用シーンやフローの明確化 等**
  - ➢主な利用シーンや権利処理のフローの実現性の検討

本調査事業の主な検討範囲

出典：文化審議会基本政策小委員会(第5回)配布資料を参考に記載

2. 調査全体のアプローチ

2. 調査全体のアプローチ
－1. 各調査の進め方：本調査事業の全体アプローチおよび遂行上の工夫

- 本調査事業の進め方については、調査(1)～調査(4)の順に沿って進めるが、各調査の中で重点的に調査すべき事項に早期に目途を立てるため、調査事業の冒頭にて大まかな仮説ベースで将来像を検討する工程を設ける想定です。
- また、調査(3)におけるメタデータ標準の調査や、調査(1)におけるアンケート/ヒアリングの実施については、他の調査との依存関係を踏まえ、実施時期の工夫を行います。

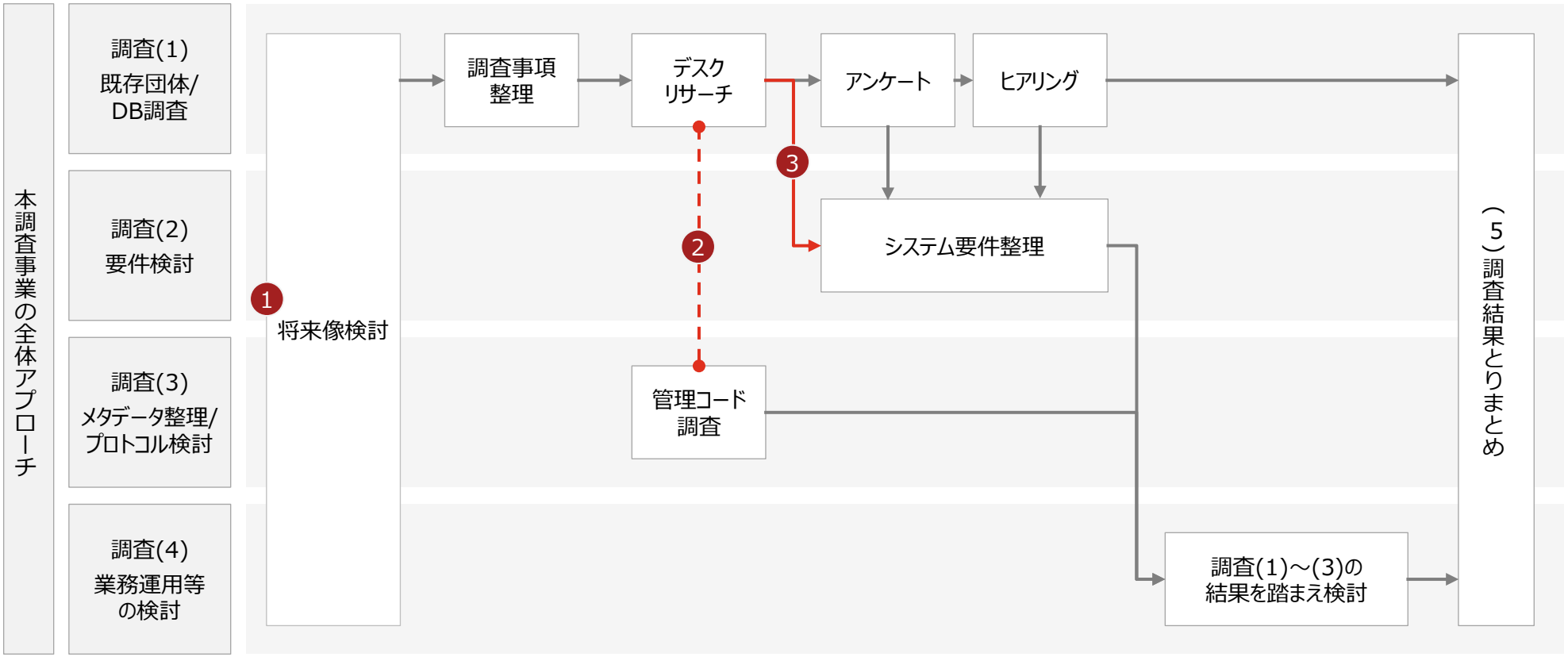

遂行上の工夫			
	1 調査(1)～調査(4)の中で重点的に調査すべき事項に早期に目途を立てるため、調査の冒頭で大まかな仮説ベースで、将来像を検討	2 調査(3)に含まれる調査事項のうち、『日本の既存の管理コード等の標準の整理』については、現状調査の一種と整理することも可能であることから、調査の効率性に鑑みて、調査(1)と並行して推進	3 アンケート調査・ヒアリング調査については、一定の時間を要することが想定されるため、調査(2)についてはデスクリサーチで集められた情報に基づいて検討を開始し、アンケート・ヒアリングの結果を順次反映しながら推進

- 本調査においては、著作権等管理団体等を対象にアンケート調査を通じて、データベースの内容を調査しました。
- アンケートの回答を得た団体より、管理著作物数の多い団体や特徴的なデータベースを運用している団体を抽出し、それらを対象にヒアリング調査を実施しています。
- 『著作権等管理団体』以外に、多数の連携機関からデータを集約し、著作物等の検索データベースを運用する団体を対象に、ヒアリング調査を実施しています。

	デスクリサーチ	データベースの内容調査	データベースの深堀調査
具体的な調査事項	公開情報から調査が可能な範囲にて、既存のシステムやデータベース、およびその保有項目を調査し、アンケート・インタビューの設問項目等を策定 ◆ 既存のデータベースサービス調査 ・提供サービスの種別 ・サービスにおける手続きの手順　等 ◆ 既存の集中管理システム調査 ・韓国における権利処理の手順　等 ◆ 各種システム・DBが保有するデータ項目の調査	著作権等管理団体等を対象に、主に下記項目についてアンケート調査を実施 ◆ 権利管理の概況 ・データボリューム ・データ管理方法 ・提供サービスの種別　等 ◆ 保有データ項目 ・保有している権利情報 ・保有しているコンテンツ情報 ◆ データ体系 ・管理コード　等 ◆ データの外部連携可否 ◆ 検索・結果表示項目 ・検索項目 ・利用条件と料金体系	◆ アンケート調査を踏まえ、下記観点に基づいて抽出した著作権等管理団体を対象にヒアリング調査を実施 ・管理している著作物の多い団体 ・特徴的なデータベースを運用している団体 ◆ 著作権等管理団体以外で、下記観点に基づき抽出した団体を対象にヒアリング調査を実施 ・多数の連携機関からデータを集約している団体 ・著作物等の検索データベースを運用する団体 ◆ その他、個人クリエーターの著作物の登録に係る有識者を対象にヒアリング調査を実施

- 本調査においては、前段の調査 (1) を通じて整理した一元化された権利処理の手続きフローの仮説、および、各団体が保有するデータ項目情報等の収集結果に基づき、『一元化システムの主な要件』を整理しました。

調査(2)の実施アプローチ

主な要件の整理

業務・システム要件の検討

将来的な手続きフロー仮説より、システムに必要とされる登録・検索等の機能や主に保有するデータ、画面イメージなどについて検討・整理する

→

非機能要件の設定

将来的なデータ量を見越したシステムの性能やセキュリティ、運用・保守に係る要件等の非機能要件について、見積もり推計のために仮で設定する

- 調査(3) に係る調査事項について、Ⓐメタデータに関する既存の標準規格、Ⓑコンテンツに対して付与されている既存の管理コード規格の調査を実施しました。

仕様書にて定められた調査事項

調査(3)	メタデータの標準	(仕様書より抜粋) • コンテンツ分野における、日本の既存の管理コード等の標準の整理および互換性担保の方法

調査の観点および狙い

Ⓐ メタデータに関する既存の標準規格
国際標準規格を調査することにより『本PFで保有すべきデータ項目』について検討

Ⓑ コンテンツに対して付与されている既存の管理コード規格
既存の管理コード規格の内容を調査することで、同一コンテンツに係るデータの紐づけ・名寄せ・重複排除などの互換性を担保する方法の一つとして利用できないか検討

- 調査(4)については、仕様書にて定められた各調査事項について大きく、Ⓐ新しい権利処理方法とこれまでの違い、Ⓑ一元化システムの運営体制、Ⓒ次年度以降の推進計画、の３つの分類にて検討を進めました。

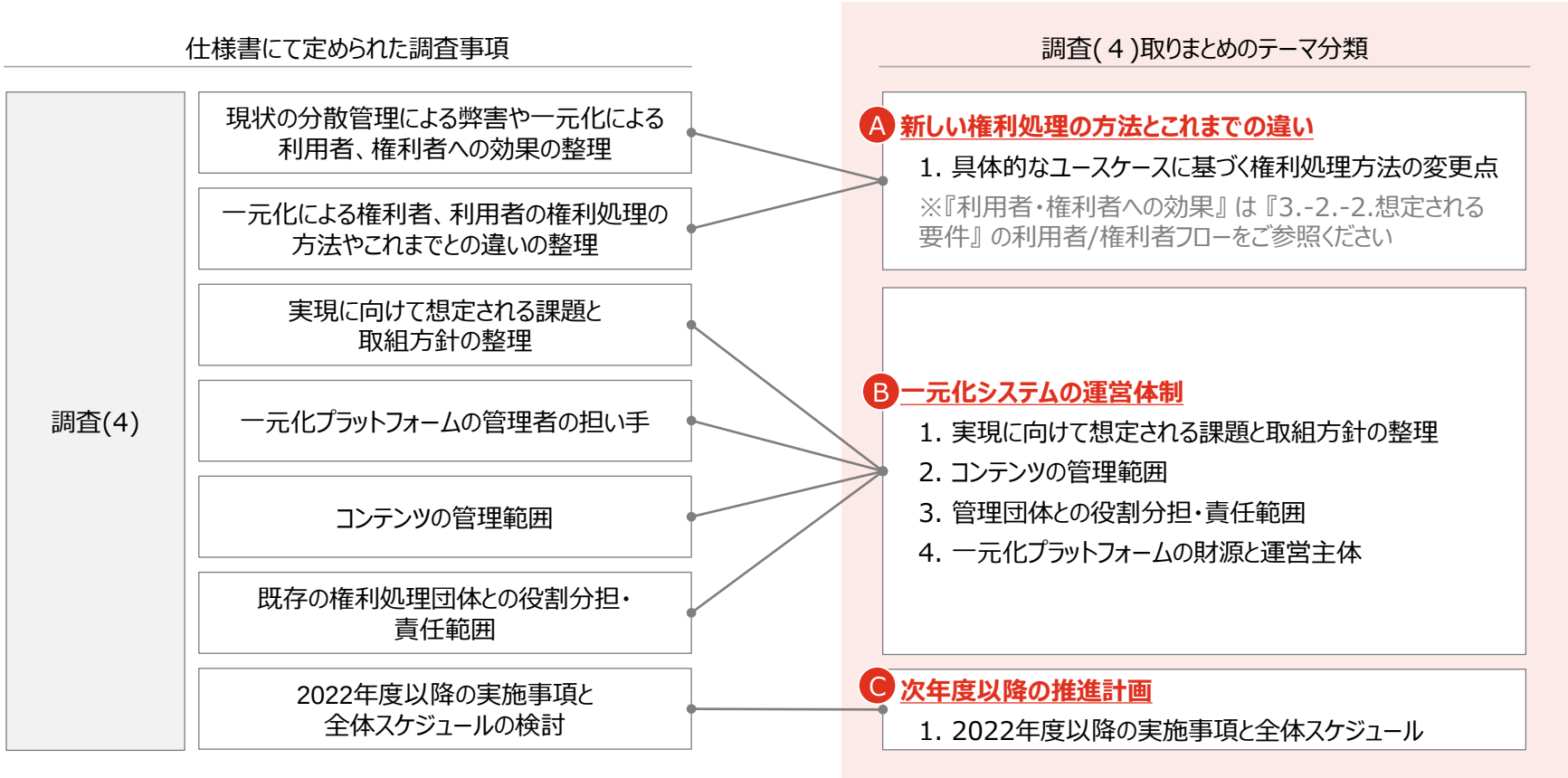

3. 調査結果

1. 調査(1)既存団体のデータベースに関する調査

3. 調査項目ごとの調査結果
－1-1. 調査(1)のアプローチ：調査方法

- 本調査においては、次頁記載の著作権等管理団体等(35団体)を対象にアンケート調査を通じて、データベースの内容を調査しました。
- アンケートの回答を得た団体より、管理著作物数の多い団体や特徴的なデータベースを運用している団体を抽出し、それらを対象にヒアリング調査を実施しました。
- 『著作権等管理団体』以外に、多数の連携機関からデータを集約し、著作物等の検索データベースを運用する団体を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

	デスクリサーチ	データベースの内容調査	データベースの深堀調査
具体的な調査事項	公開情報から調査が可能な範囲にて、既存のシステムやデータベース、およびその保有項目を調査し、アンケート・インタビューの設問項目等を策定 ◆ 既存のデータベースサービス調査 ・提供サービスの種別 ・サービスにおける手続きの手順　等 ◆ 既存の集中管理システム調査 ・韓国における権利処理の手順　等 ◆ 各種システム・DBが保有するデータ項目の調査	著作権等管理団体等(35団体)を対象に、主に下記項目についてアンケート調査を実施 ◆ 権利管理の概況 ・データボリューム ・データ管理方法 ・提供サービスの種別　等 ◆ 保有データ項目 ・保有している権利情報 ・保有しているコンテンツ情報 ◆ データ体系 ・管理コード　等 ◆ データの外部連携可否 ◆ 検索・結果表示項目 ・検索項目 ・利用条件と料金体系	◆ アンケート調査を踏まえ、下記観点に基づいて抽出した著作権等管理団体を対象にヒアリング調査を実施(3団体) ・管理している著作物の多い団体 ・特徴的なデータベースを運用している団体 ◆ 著作権等管理団体以外で、下記観点に基づき抽出した業界団体を対象にヒアリング調査を実施(3団体) ・多数の連携機関からデータを集約している団体 ・著作物等の検索データベースを運用する団体 ◆ その他、個人クリエーターの著作物の登録に係る有識者を対象にインタビュー調査を実施(1名)

－1-2-1. 調査(1)の結果：アンケート調査の概要

- 著作権等管理事業者等の計35団体に対して、メールにてアンケート回答フォームを送付し、31団体(88.6%)から回答を得ました。

アンケートの概要

目的	コンテンツ産業のける権利関係の情報を管理・運用する著作権等管理事業者等を対象に、データベースの有無や運用状況について明らかにすることを目的に調査した
対象先	著作権等管理事業者や業界団体の計35団体を調査対象とした
実施方法	アンケート回答フォーム(Excel形式)を計35団体にメールで送付し、回答記入後弊社へメール返信にて回答を受領した ※一部団体については、電話またはメール本文への回答記入により回答を受領した
実施期間	2022年1月31日(月)～2月10日(木)にてアンケート調査を実施した
回答数	計31団体(88.6%)より回答を受領した

－1-2-2. 調査(1)の結果：アンケート結果の集計観点

- アンケート結果の集計にあたっては、①データボリューム(管理団体からの受領分)、②保有データ項目、③管理コードの有無、④データの管理方法、⑤データ外部連携の可否、⑥検索項目、⑦データボリューム、⑧利用条件と利用料金、⑨運用/構築の財源の9つの観点を設定しました。

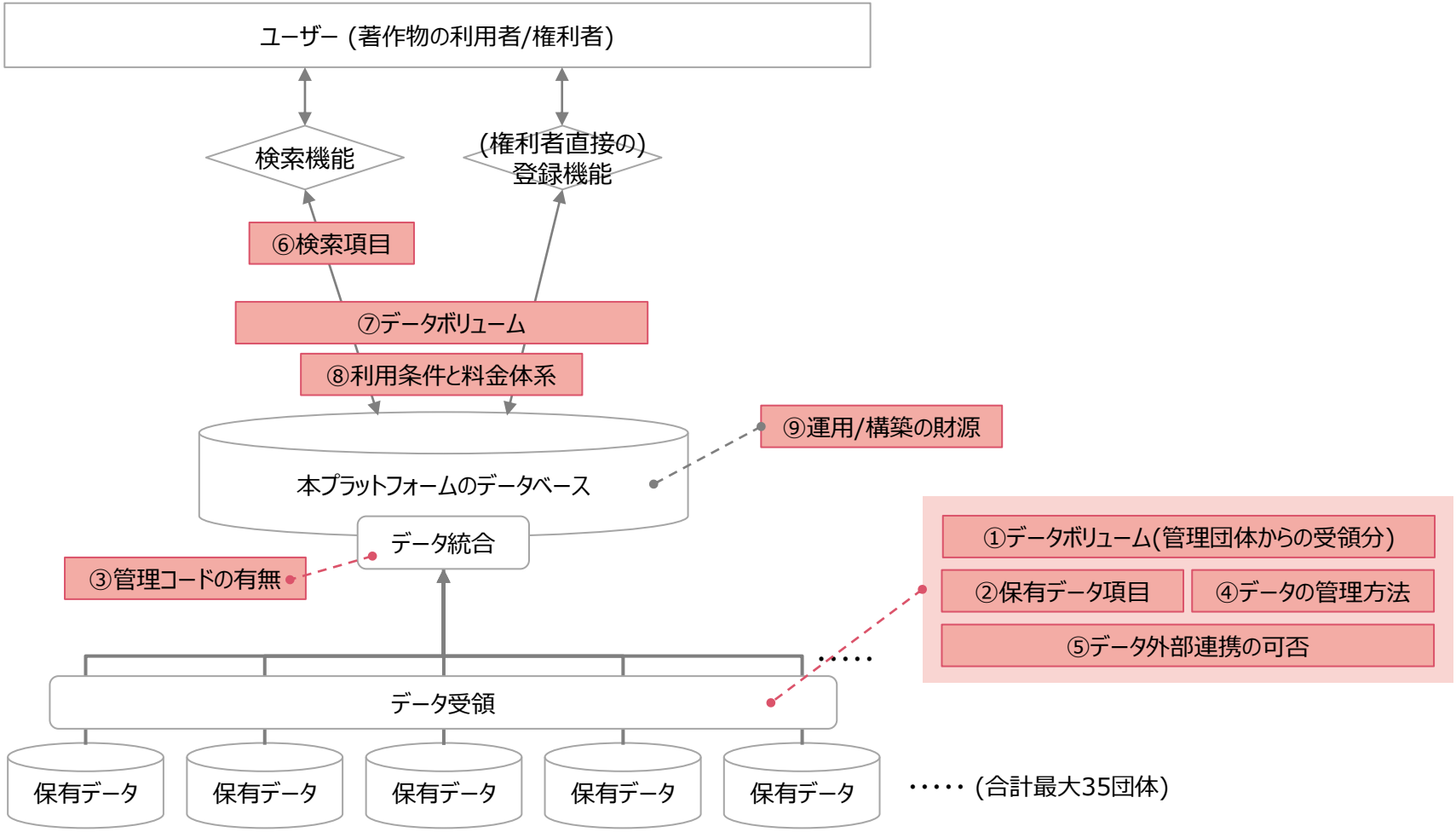

－1-2-2. 調査(1)の結果：アンケート結果の集計観点：(参考)アンケートの設問と9観点の紐づき

- 設問と前述の9観点の紐づけに際して、例えば著作物の総数と著作物管理の最小単位は併せて考えることが望ましいため、同じ『データボリューム』の観点に含めました。
- なお、参考情報としての位置付けてアンケートの設問項目に含めた事項については、集計/分析の対象から除きました。

凡例 ｜ －：参考情報としてアンケートで伺ったもの

アンケートの章立て	Q	設問内容	集計の観点(前頁)との紐づき
第1部：権利管理の概況	1	管理している著作物の総数(概算)	①データボリューム(管理団体からの受領分)
	2	権利管理を受託している権利者(登録者)の総数(概算)	①データボリューム(管理団体からの受領分)
	3	年間の利用申請(個別/包括契約)の件数(概算)	⑦データボリューム
	4	データの管理方法(データベース、Excel、書類等)	④データ管理方法
	5	データベースを有しており、コンテンツ検索等提供しているサービスの種別	－
	6	Q5で提供しているサービスの名称	－
	7	Q5で提供しているサービスの公開範囲	－
	8	データベース構築に係る財源	⑨運用/構築の財源
	9	データベース運用に係る財源	⑨運用/構築の財源
	10	データベースの今後の改良や機能拡張の検討状況	－
第2部：保有データ項目	11	保有データ項目に係る既存資料の共有可否	②保有データ項目
	12	保有データ項目の全量	②保有データ項目
第3部：データ体系	13	管理著作物の最小単位	①データボリューム(管理団体からの受領分)
	14	独自附番や外部規格による著作物や権利者単位の管理コードの保有状況	③管理コードの有無
	15	独自附番している著作物コードの体系	－
	16	独自附番している権利者コードの体系	－
	17	利用している外部規格コードの名称	③管理コードの有無
第4部：データの外部連携	18	保有しているデータの外部連携可否	⑤データの外部連携
	19	Q18が不可の場合の理由	⑤データの外部連携
第5部：検索・結果表示項目	20	自団体の著作物の分野における最低限必要な検索項目	⑥検索項目
	21	利用希望申請時に選択可能な利用目的	⑧利用条件と料金体系
	22	利用希望申請時に選択可能な利用方法	⑧利用条件と料金体系
	23	著作物利用に係る料金体系の設定方法	⑧利用条件と料金体系
	24	金額変動の条件	⑧利用条件と料金体系

－1-2-3. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：①データボリューム(既存団体からの登録)(1/2)

- 著作物管理の最小単位の観点では、同じ著作物単位での管理でも各分野の中で紐づけが可能な単位になっているとは言い切れず、また、著作者単位でしか管理してない団体も存在する。これを踏まえると、既存のデータ管理方法を単に集約するだけでは、コンテンツ単位で検索できない作品が出てくる可能性があり、全ての権利情報をコンテンツ単位まで紐づけることを目指すべきかどうかや、目指す場合なその方法について検討する必要が見込まれます。

集計結果サマリ

1. 同じ著作物単位で管理されている場合でも、各分野の中で同じ単位(＝紐づけが可能な単位)になっているとは言い切れない
2. 分野によっては、著作者単位でしか管理していない団体が存在

著作物管理の最小単位

分野	著作物単位で管理 (1) 団体数	著作物単位で管理 (1) 具体例	著作者単位で管理 (2) 団体数	著作者単位で管理 (2) 具体例	その他 団体数	その他 具体例
出版	7	タイトル、出版物、教科書、漫画1コマ、記事	1	具体例記載なし	－	－
音楽	3	楽曲、レコード音源	－	－	1	実演家単位
映像	2	放送番組名、映画作品1本	1	地上テレビジョン放送事業者名	1	実演家単位
美術	2	作品、美術品の作品画像1枚	1	具体例記載なし	－	－
写真	3	写真1枚、写真集	－	－	－	－
脚本	2	放送単位、上演単位、脚本単位 等	－	－	－	－
ソフトウェア	※会員著作物の管理は実施していない					
複合	1	具体例記載なし	1	具体例記載なし	－	－

集計結果を踏まえた示唆

- 同じ分野の中でも、著作物単位と著作者単位で管理している団体が混在している点を踏まえると、そのままデータを集約しただけでは、コンテンツ単位で検索できない作品が出てくる可能性がある
- これを踏まえて、以下のいずれの方向で本プラットフォームの設計を進めていくべきか、検討が必要になると見込まれる
  - 本PF上で何らかの方法でコンテンツ単位まで紐づける
  - コンテンツの単位まで団体側で紐づけてもらう
  - コンテンツ単位では検索ができない作品が生じることを許容し、利用者に対して他の項目(例:作者名)での検索も促す仕組みにする
- また、ソフトウェア分野については、会員著作物の管理は実施していないと回答のため、今回調査対象としたコンピュータソフトウェア著作権協会以外の団体を探す等の必要がある可能性がある

3. 調査項目ごとの調査結果
－1-2-3. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：①データボリューム(既存団体からの登録)(2/2)

- データボリュームについて、回答のあった団体のでの合計では、著作物は約7,700万件、権利者は企業を含めて約400万人という集計結果でした。
- アンケート未回答団体分も、分野ごとの平均に基づいて割り戻して推計すると、著作物は約1.8億件、権利者は約720万人と推計されました。

集計結果サマリ(回答のあった団体の合計値)　　推計値｜アンケート未回答団体も含めた推計データボリューム

分野	管理している著作物/権利者数			推定される著作物/権利者数	
	著作物数	権利者数 (一部登録者数を含む)		著作物数	権利者数 (一部登録者数を含む)
出版	7,183,558	24,787	→	8,620,270	28,328
音楽	68,765,000	4,100,580	→	171,912,500	7,176,015
映像	503,996	70,114	→	503,996	70,114
美術	著作物単位での 保有なし	672	→		672
写真	180,643	87	→	180,643	87
脚本	292,350	2,790	→	292,350	2,790
ソフトウェア	会員著作物の管理は実施していない		→		
複合	3,300	408	→	3,300	408
総計	76,928,847	4,199,438	→	181,513,059	7,208,300

推定値算出方法：
- アンケート回答団体の総計＋(各分野の回答団体平均値×未回答団体数)

－1-2-4. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：(参考)②保有データ項目(仮説)

- 本プラットフォームでは、弊社デスク調査を踏まえ、比較的多くの集中管理団体が保有するデータ項目や、各集中管理団体が検索条件で設定している項目等より、分野横断の共通項目として『コンテンツID』や『作品名』、『権利者ID』、『支分権ごとの管理種別』等を保有すべきであるという仮説を設定しました。

本PFで保有すべきデータ項目(仮説)

いくつかの分野をサンプルとした保有データ項目のバラつき(例)

カテゴリー	データ	データ項目名	音楽	映像	写真
共通項目	コンテンツ情報	コンテンツID	分野固有/団体固有	－	団体固有
		分類	－	－	作品ジャンル
		作品名	タイトル：主題/副題	タイトル	タイトル
		公開日	発売日	公開日	－
		制作日	－	－	－
		制作地	－	－	制作地
		クリエーター名	作詞家/実演家など	スタッフ/キャストなど	－
		内容	－	ストーリー	被写体情報
		言語	－	言語	
		利用者	－	利用者	－
		制作方法	－	－	－
		発売元	発売元レーベル	配給会社	－
		利用料金	利用料	利用料	利用料
		関連情報	実演家詳細情報	－	－
	コンテンツ権利情報	権利者ID	団体固有	－	団体固有
		権利保有者名	作曲者/発売元など	制作委員会/実演家など	著作権者
		支分権ごとの管理種別	全権/部分	－	－
		支分権ごとの管理委託先団体	管理委託先団体名	－	－
		利用方法の許諾範囲	利用方法	－	利用方法
		権利関係情報	権利譲渡状況	権利者詳細情報	－
ジャンル固有の項目		コンテンツ情報	副題 演奏時間 ライブ区分 … など	受賞歴 販売情報 時間 …など	制作時代 構成要素 サイズ …など
		コンテンツ権利情報	－	－	－

3. 調査項目ごとの調査結果
－1-2-5. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：②保有データ項目(1/2)

- 本プラットフォームで保有すべきデータ項目(仮説)に対して、コンテンツ情報として、作品名はソフトウェアを除くすべてのジャンルにおいてデータ項目として保有しており、コンテンツIDおよびクリーエータ名は2つのジャンル以外でデータ項目として保有していることが明らかとなりました。
- 但し、各ジャンルに分類した各団体の保有データ項目についてはバラつきが確認されました。

保有データ項目のバラつき

本PFで保有すべきデータ項目(仮説)

カテゴリー	データ	データ項目名	出版	音楽	映像	美術	写真	脚本	ソフトウェア	複合
共通項目	コンテンツ情報	コンテンツID	ISSN/ISBN/団体固有など	ISRC/団体固有など	団体固有	－	団体固有	団体固有	－	団体固有
		分類	著作物媒体	作品区分けなど	－	－	分類	作品区分け	－	－
		作品名	タイトル	作品名/商品タイトルなど	タイトル	作品名	タイトル/写真集名称	作品タイトル/サブタイトルなど	－	作品名
		公開日	刊行予定日/公開日	発売日	公開年月日	－	－	公開年	－	出版年
		制作日	－	－	データ作成日	制作年	撮影年	－	－	－
		制作地	－	－	－	－	－	－	－	－
		クリエーター名	著者名	著作者名/商品アーティストなど	監督/キャストなど	著作者名/作家名など	著作者名	脚本家名/原作者名	－	－
		内容	定価	作詞・作曲/販売価格など	原作/ストーリーなど	－	写真説明	放送時間	－	－
		言語	－	－	－	－	－	－	－	－
		利用制限	制限頁/制限部数	－	－	－	利用制限	－	－	－
		制作方法		－	－	－	－	－	－	－
		発売元	出版社名など	発売会社など	配給会社	－	－	放送局名	－	出版社ID
		利用料金	単価	利用料	利用料	－	単価	－	－	－
		関連情報	廃刊情報/貸与開始日	アーティストコードなど	原案/受賞歴など	所蔵先	写真画像など	制作会社名	－	出展
ジャンル固有の項目		コンテンツ情報	(再)委託可否	－	－	－	－	－	－	俳句短歌など

3. 調査項目ごとの調査結果
－1-2-5. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：②保有データ項目(2/2)

- 本プラットフォームで保有すべきデータ項目(仮説)に対して、コンテンツ権利情報として、権利者IDと権利保有者名は3つのジャンル以外でデータ項目として保有していることが明らかとなった。但し、各ジャンルに分類した各団体の保有データ項目についてはバラつきが確認されました。
- また、『その他』として、口座情報などの取引に関するデータ項目を保有していることが明らかとなりました。

保有データ項目のバラつき

本PFで保有すべきデータ項目(仮説)

カテゴリー	データ	データ項目名	出版	音楽	映像	美術	写真	脚本	ソフトウェア	複合
共通項目	コンテンツ権利情報	権利者ID	団体固有	－	団体固有	団体固有	－	団体固有	－	団体固有
		権利保有者名	権利者名/筆名など	権利者名	本名/著作権情報など	著作権者名/著作者名など	著作権者	－	－	－
		支分権ごとの管理種別	委託項目	委託項目	権利区分け/委任ステータス	委任権利/委任条件など	－	－	－	－
		支分権ごとの管理委託先団体		－	－	－	－	－	－	－
		利用方法の許諾範囲	包括許諾/図書館許諾	利用分野別管理状況	－	利用条件	利用制限	－	－	－
		権利関係情報	－	契約情報/徴収率など	実演家権利タイプなど	著作権保有分率など	－	著作権持分割合など	－	－
ジャンル固有の項目		コンテンツ権利情報	出身地/逝去期日など	管理開始年月/所属団体など	生年月日/没年月日など	没年、作家との関係/クレジットなど	－	－	－	－
その他		取引情報等	口座情報など	－	データ更新情報	口座情報/使用目的など	販売金額など	使用団体情報など	－	－

－1-2-6. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：③管理コード

- 多くの分野では外部規格コードは保有していないことから、同一コンテンツの権利が複数団体に跨って委託されている場合、作品タイトル(等)による名寄せが必要と見込まれます。
- 出版と音楽では一部名寄せに活用可能な外部規格コードも存在したが、同じ分野の全ての団体で活用しているコードはないため、作品タイトルや著作者等の複数の項目による名寄せが必要と見込まれます。

集計結果サマリ

❶ 多くの分野では第三者機関が附番している外部規格コードは保有していない
❷ 出版・音楽といった一部分野では、複数分野が同じ外部規格コードを保有しているケースも存在(ただし全ての団体が保有しているわけではない)

分野	複数団体が保有している外部規格コード(保有団体数)	1団体のみが保有している外部規格コード
❷ 出版	• ISBN(4/10) • ISSN(3/10)	• 雑誌 • JAN
音楽	• ISRC(2/4)	• ISWC
❶ 映像	• －	• －
美術	• －	• －
写真	• －	• －
脚本	• －	• 商品番号*
ソフトウェア	会員著作物の管理は実施していない	
複合	• －	• －

*商品番号：ビデオグラム(映像ソフト等)の各社ごとの附番されている番号

集計結果を踏まえた示唆

- 多くの分野では第三者機関が附番している外部規格コードは保有していないことから、同一コンテンツの権利が複数団体に跨って委託されている場合、作品タイトル(等)によるコンテンツの名寄せが必要と見込まれる
- 出版および音楽の分野においては、共通の外部規格コードを複数団体が保有しているケースもみられたため、該当コードをキーとすることでコンテンツの名寄せができる可能性がある
  - ただし、同じコードを保有しているか回答のない団体もあり、全てのコンテンツの紐づけが可能かどうかまでは不明であり、念のため名寄せ工数は想定すべき

－1-2-7. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：④データ管理方法

- 多くの団体でデータベースまたは最低限エクセルで管理されていますが、書類による管理を行っている団体も一部ありました。
- データベースまたはエクセルの場合は、データ移行やデータ連携は一定の自動化が可能と見込まれるが、書類管理についてはデータ連携の自動化が難しいため、一定のマニュアル作業が発生することが見込まれます。

集計結果サマリ

- データベース管理が多いが、エクセル管理や、書類による管理を行っている団体も一部存在

分野	データベース	Excel	書類	その他*
出版	6	–	–	–
音楽	4	–	–	–
映像	2	1	1	1
美術	2	1	–	1
写真	2	–	1	–
脚本	2	1	1	–
ソフトウェア	会員著作物の管理は実施していない			
複合	1	1	1	–
総計	19	4	4	2

*その他：具体的な管理方法については記入いただけなかったため詳細不明

集計結果を踏まえた示唆

- 左記の管理方法のうち、下記の方法で管理している団体については、初期構築の際のデータ移行および運営開始後のデータ連携について、一定の自動化処理が可能と見込まれる
  - データベース管理：システム間接続による自動インターフェース
  - エクセルで管理：CSV形式(等)でのファイル授受による一括取込(必要に応じてRPA等も有効か)
- 上記以外の以下の管理方法については、自動化処理が困難と見込まれるため、一定のマニュアル作業が発生すると見込んでコスト概算を進める必要があると思われる
  - 書類で管理：データの手打ち入力(OCR等は活用の余地ありか)

3. 調査項目ごとの調査結果
－1-2-8. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：⑤データの外部連携の可否

- 保有データの外部提供については、多くが不可・一部不可であり、主要な要因は『権利者に了承を得ていない』や『データが散逸している』、『外部公開用には正確性に欠ける』、『社内の合意形成が必要』などが挙げられます。
- 権利者からの了承取得や情報整理/体制構築、正確性担保施策、内外合意形成などについて団体側の協力が必要になると見込まれます。

集計結果サマリ

分野	データ外部連携可否* ○	△	×	不可能の要因(一部不可能の場合を含む)
出版	0	4	3	• 個人情報のため • 委託契約において外部提供が想定されていない • 社員総会で合意形成や既存業者との関係考慮が必要 • DB連携が可能なデータとして集約し、一覧化するのに工数がかかるため • 既存DBサーバへの負荷
音楽	1	1	2	• 委託契約等において外部提供が想定(許可)されていない
映像	0	1	2	• 番組編成が変化するため、管理を委託された著作物か不明のため • 包括許諾契約を締結している事業者に利用が限られているため、データ提供の必要性がなく、体制も構築していない • 営業秘密、個人情報等、関係者以外への公開に適さない情報を含むため • システム上の連携は可能であるが、権利一元化に同意していないため
美術	0	3	0	• 個人情報であり、外部提供の許可を得ていない • 著作者名は提供可能であるが、著作物についてはデータが散逸し、データ連携のための集約ができない • 管理する権利者の作家のほとんどが海外協会に属しており、自協会は日本の代理人のため
写真	0	2	1	• 委託契約の中で第三者への提供の許可を得ていない
脚本	0	1	1	• 外部提供を前提としたデータベースを構築しておらず、正確性等を外部に対して保証できない • 管理している脚本家名のみであれば提供可能 • 個人情報(筆名と本名)のため
ソフトウェア	－	－	－	－
複合	0	0	2	• 委託契約において第三者へのデータ提供の許可を得ていないため • 情報提供に向けたデータ整備が必要
総計	1	12	10	

＊ ○すべて可能　△一部不可能　×ほとんど不可能

集計結果を踏まえた示唆

- 左記のデータ提供を妨げる要因を踏まえて、本プラットフォームの実現に向けては、下記事項に係る管理団体側の協力が必要になると見込まれる
  - 権利の委託者に対して、本プラットフォームに対するデータ提供に係る了承の取得
  - 本プラットフォームへのデータ提供に向けた情報整理や体制づくり
  - 保有データの正確性を高めるための施策検討および実行
  - データ提供に係る団体内外での合意形成
- 権利情報の一元化に対して同意していないというコメントを頂戴している団体様も存在するため、いずれ団体を優先して検討を進めるかについては慎重な調整が必要

－1-2-9. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：⑥検索項目

- 各分野共通で、『著作物名』、『作者名』、『企業名』、『発表時期』の４項目は検索項目として最低限必要と思料されました。
- 著作物の利用希望者の目線では、多くの項目での検索が可能である方がコンテンツを探しやすいと思われるため、上記の４項目以外にも、分野ごとに検索可能な項目をタブ切り替え(等)で表示させることも一案として考えられます。

集計結果サマリ

❶ 『著作物名』『作者名』『企業名』『発表時期』の4項目は、3分野以上は共通で挙げられている
❷ その他の項目については分野特有のものが多く挙げられている

	必要な検索項目として分野共通で挙げられた項目*				
分野	著作物名	作者名	企業名	発表時期	左記以外の項目
出版	著作物名(雑誌、書籍名、教科書、カナなど)、記事のタイトル	著作者名	発行団体、発行者名	発行日	著作物種類、ジャンル、ページ数、ISBNコード、ISRCコード
音楽	作品タイトル、商品タイトル	著作者名	音楽出版社名、出版社名、発売レコード会社	－	実演家名、アーティスト名、商品番号、内国作品、外国作品、作品コード、ISWC
映像	作品名	－	配給会社名、製作会社名	公開年月	監督名、出演者名、脚本家名、原作者名、担当音楽家名、主題歌名
美術	作品名	作家名(ふりがなやペンネーム含む)	－	制作年	所蔵者
写真	作品名、写真集タイトル	著作者名	－	－	被写体名称、種類、目的、時間、出展情報、履歴情報、実績情報、ID
脚本	作品名	脚本家名(著作者名、ペンネーム)	－	－	使用形態
ソフトウェア	タイトル(ゲームソフト、ビジネスソフト)	－	－	－	稼働プラットフォーム(ゲームソフト)、稼働OS(ビジネスソフト)
複合	作品名、書籍名	著作者名	出版社名	－	－

*名称が異なる場合でも実質的に同内容と思われる項目については『分野横断で共通で挙げられた項目』に分類

集計結果を踏まえた示唆

- 各分野共通で、『著作物名』『作者名』『企業名』『発表時期』の４項目は検索項目として最低限必要と考えられる
- 著作物の利用者の目線では、多くの項目での検索できる方がコンテンツを探しやすいと思われるため、上記の４項目以外にも、分野ごとに検索可能な項目をタブ切り替え(等)で表示させることも一案
  - ただし、検索項目を細かく設定する場合、適切な検索ボックスの判断に悩む可能性もあるため、一定の曖昧検索も可能にすべきか
- 最終的な項目の取捨選択については、『検索項目』とは別の観点で、PF上で保有すべきデータ項目について整理を進めている『保有データ項目』の側の整理結果と併せて判断が必要

－1-2-10. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：⑦データボリューム

- 年間の利用申請件数の観点では、個別契約では約700万件、包括契約は約20万件との集計結果が出ています。
- アンケート未回答団体分も、分野ごとの平均に基づいて割り戻して推計すると、個別契約は約840万件、包括契約は約40万件と推計されます。

集計結果サマリ(回答のあった団体の合計値)

分野	年間での利用申請件数				推計される年間の利用申請	
	個別契約	包括契約			個別契約	包括契約
	件数	件数	(参考)1件あたり著作物数		件数	件数
出版	6,531,252	4,212	718	→	7,837,502	5,053
音楽	174,800	206,100	2,040,000	→	349,600	412,200
映像	15,000	380	740	→	15,000	380
美術	2,232	該当する契約なし	該当する契約なし	→	2,232	
写真	222	102	24	→	222	204
脚本	203,000	該当する契約なし	該当する契約なし	→	203,000	
ソフトウェア	会員著作物の管理は実施していない			→		
複合	700	50	5	→	700	50
総計	6,927,206	210,844	－	→	8,408,256	415,888

推計値｜アンケート未回答団体も含めた推計データボリューム

推定値算出方法：
- アンケート回答団体の総計＋(各分野の回答団体平均値×未回答団体数)

－1-2-11. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：⑧利用条件と料金体系(利用目的)

- 許諾可能な利用目的については、分類には詳細の確認が必要なものも存在するが、概ね『商用』『非商用』『教育』での分類が可能と想定されます。
- 全体の集計結果としては、多くの分野において、商用利用・非商用利用・教育利用で許諾が行われています。

『許諾可能な利用目的』での主な回答

- 許諾可能な利用目的については、分類には詳細の確認が必要なものも存在するが、概ね『商用』『非商用』『教育』での分類が可能と思料

主な回答(自由回答)	集計用分類
• 録音物・映像ソフトの製作 • 市販用またはレンタル用ビデオグラムへの録音 • 劇場用映画の製作・上映 • 放送・有線放送での利用や放送番組のストリーミング配信 • グッズでの利用 • 広告での利用 • 各種イベント、施設での公演 • 学習用教材以外への利用	商用
• 各種イベント、施設やインターネット上での利用 • ブライダルシーンでの利用 • 文化的使用(文化催事での演奏等) • 公益利用	非商用
• 学習用教材への利用 • 大学図書館における譲渡を目的としない紙媒体複製 • 学校等の教育機関での利用 • 入試問題に関する利用	教育
• 利用目的を限定しない	限定なし
• 著作物のファクシミリ送信 • 独占的利用 • 従業員等による閲覧、保管等、内部における利用	その他/分類不可

『許諾可能な利用目的』の集計結果サマリ

- 多くの分野において、商用利用・非商用利用・教育利用で許諾が行われている

分野	回答団体数	選択可能な利用目的 (複数選択)				
		商用	非商用	教育	限定なし	その他/分類不可
出版	7	4	4	5	－	5
音楽	4	2	2	2	2	
映像	2	2	－	－	－	－
美術	3	2	2	2	1	－
写真	3	1	1	1	1	1
脚本	2	1	1	1	1	
ソフトウェア	0	－	－	－	－	－
複合	2	1	1	1	1	－
総計	23	13	11	12	6	6

－1-2-12. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：⑧利用条件と料金体系(利用方法)

- 許諾可能な『利用方法』としては、出版/音楽の分野では比較的広範な選択が可能でしたが、全体としては『複製』『上演/演奏』『上映』『公衆送信』について回答が多い結果となりました。

許諾が可能な『**利用方法**』の集計結果サマリ

分野	回答団体数	選択可能な利用方法													
		複製	上演/演奏	上映	公衆送信	貸与	頒布	譲渡	送信可能化	口述	翻訳	翻案	伝達	録音	有線放送
出版	7	6	2	3	4	1	1	2	－	1	1	1	－	－	－
音楽	4	3	1	1	3	1	1	1	1	－	－	－	1	1	－
映像	2	1	－	1	2	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1
美術	3	3	1	3	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
写真	3	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
脚本	2	2	2	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ソフトウェア	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
複合	2	2	1	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総計	23	**19**	**7**	**11**	**18**	2	2	3	2	1	1	1	1	1	1

3. 調査項目ごとの調査結果
－1-2-13. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：⑧利用条件と料金体系(料金体系および金額変動)

- 料金体系では、想定した固定料金/利用実績による従量課金/販売実績による従量課金』以外では、『都度委託者が決定』が複数分野で回答がありました。
- 金額変動の条件では、想定通り『利用目的』と『利用方法』が多いが、『著作権者』や『著作物』による変動があると回答した団体も一定数ありました。

『料金体系』の集計結果サマリ

- 料金体系では、想定した固定料金/利用実績による従量課金/販売実績による従量課金』以外では、『都度委託者が決定』が複数分野で回答あり

分野	回答団体数	料金体系の設定方法 (複数選択＋自由記述)			
		固定料金	従量課金(利用実績)	従量課金(販売実績)	その他
出版	6	5	3	3	都度委託者が決定
音楽	4	4	4	4	都度委託者が決定
映像	2	0	1	1	－
美術	3	1	2	0	都度委託者が決定
写真	3	1	1	1	写真の解像度
脚本	2	2	2	2	－
ソフトウェア	0	－	－	－	－
複合	2	2	2	1	－
総計	22	15	15	12	－

『金額変動の条件』の集計結果サマリ

- 金額変動の条件では、想定通り『利用目的』と『利用方法』が多いが、『著作権者』や『著作物』による変動があると回答した団体も一定数存在

分野	回答団体数	金額変動の条件 (複数選択＋自由記述)				
		利用目的	利用方法	著作権者	著作物	その他
出版	6	5	4	1	1	出版物の定価
音楽	4	3	2	0	1	利用主体の公益性
映像	2	1	1	2	0	－
美術	3	2	2	0	0	－
写真	3	1	1	1	1	二次利用時は別途協議
脚本	2	2	2	2	2	－
ソフトウェア	0	－	－	－	－	－
複合	2	1	2	2	1	－
総計	22	15	14	8	6	－

－1-2-14. 調査(1)の結果：アンケート結果の回答結果：⑨運用構築の財源

- データベース構築に係るイニシャルコストの財源は、多くの団体で権利者からの『管理委託費』や会員からの『会費』であることが明らかとなりました。
- データベース運用に係るランニングコストの財源についても、多くの団体で権利者からの『管理委託費』や会員からの『会費』であることが明らかとなりました。

『データベースの構築・運用の財源』の集計結果サマリ

分野	構築に係るイニシャルコスト					運用に係るランニングコスト				
	管理委託費	会費	利用料	補助金/助成金	その他	管理委託費	会費	利用料	補助金/助成金	その他
出版	1	2	2	－	特記事項なし	1	1	3	－	特記事項なし
音楽	3	1	－	1	特記事項なし	3	1	－	－	特記事項なし
映像	－	1	－	1	－	1	1	－	－	－
美術	－	1	－	－	特記事項なし	1	1	－	－	特記事項なし
写真	1	－	－	－	権利処理量、撮影料、分配金	1	－	2	－	権利処理量、撮影料
脚本	1	－	－	－	－	2	1	－	－	－
ソフトウェア	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
複合	1	－	2	－	－	－	－	1	－	－
総計	7	5	4	2	－	9	5	6	－	－

3. 調査項目ごとの調査結果
－(参考)韓国デジタル著作権取引所の調査結果(概要及び主要機能)

- 韓国におけるデジタル著作権取引所(KDCE)構築事業は2007年より推進され、3つの主要機能である『著作権情報の収集・検索機能』『オンライン利用許諾締結機能』『著作権調査サービス機能』を備え、幅広い分野の著作物に関する検索でき、利用許諾手続きもオンラインで実施できるなど、高い利便性を誇っていました。
- 一方で、利用許諾手続きは一部分野に留まることや、信託管理団体に委託されていない著作物に関する情報は集約できていない等の課題も見受けられました。

デジタル著作権取引所(KDCE)の背景および概要

- 韓国では、個別企業又は団体ごとに別々の著作権管理体系が存在し、著作権情報に対する体系的・総合的な管理体制がなされておらず、利用者の利便性や著作物利用の安定性などに課題を抱えていた
- それらの課題解決を目的に、著作権情報に対する体系的・総合的な管理実現を目指し、2007年よりデジタル著作権取引所(KDCE)構築事業を推進した
- KDCEは、主に『著作権情報の収集・検索機能』『オンライン利用許諾締結機能』『著作権調査サービス機能』のサービスを提供している

デジタル著作権取引所(KDCE)の主要機能

KDCEの主要機能	概要	ポイント
著作権情報の収集・検索機能	2008年より開始されたサービスであり、統合著作権管理番号システム(ICN)を基に著作物を検索する機能	• 音楽、言語(文芸、学術、放送シナリオ)、インターネット上のニュース、映像、キャラクターの絵柄・画像、放送コンテンツ、公共コンテンツ、美術分野において利用可能(2015年時点) • 著作物の検索から検索結果表示までのプロセスから成る
オンライン利用許諾締結機能	2008年より開始されたサービスであり、著作権ライセンス管理システム(CLMS)を利用し、著作物の利用申請(および解約)、許諾が行える機能	• 音楽、言語(文芸、学術、放送シナリオ)、インターネット上のニュースにおいて利用可能(2015年時点) • 検索、権利確認、契約申請、契約書作成、契約承認、契約締結、著作物利用のプロセスから成る
著作権調査サービス機能	2012年より開始されたサービスであり、著作権探しサイトにて、権利者のための『自分の権利探しサービス』および利用者のための『著作権者探しサービス』を提供している機能 ※『自分の権利探しサービス』における権利者自身の著作物に関する調査機能は2008年より提供	• 『自分の権利探しサービス』では、正当な報酬を受け取れるよう自身の著作権情報を確認できる『著作権情報確認サービス』および正当な補償金を申請できる『未分配補償金対象著作物確認サービス』が提供されている • 『著作権者探しサービス』では、利用者が著作権者を容易に検索できる『著作権者検索サービス』、著作物の権利者を探す『相当な努力申請サービス』、法令により著作物の利用を承認する『法廷許諾利用承認申請サービス』が提供されている

KDCEにおける課題(経済産業省・文化庁提供資料より抜粋)
- 契約手続きにおける利用実績は多数有するものの、すべての分野にて利用許諾の締結が行える状況ではない
- 管理収集している著作物に関する情報は、信託管理団体が保有している情報のみであり、各個人(クリエーター)が制作した著作物を登録できる仕組みではない
- 事業者をユーザーとして想定されているため、名称(タイトル等)からの検索のみに対応しており、著作物の内容からの検索は実施できない

(備考)KDCEにて明らかとなった課題に対する論点については、『利用許諾取得方法の一元的な検索』の『仕組み構築に向けた論点(案)』にて列挙済

(参考資料)文化庁(2012). 諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書
張 et al (2015). 著作物流通円滑化のための『デジタル著作権取引所』の導入に関する研究
経済産業省、文化庁提供資料

3. 調査項目ごとの調査結果
－(参考)韓国デジタル著作権取引所の調査結果(機能詳細)

- 著作権情報の収集・検索機能においては、音楽・言語・映像・その他(データベース)の分野に関する著作物の権利情報を、利用者登録を行わずに、すべてオンラインで一元的に確認することができました。
- オンライン利用許諾締結機能については、音楽・言語の分野に関する著作物の利用許諾を、アカウント登録を行った後に、オンラインにて一元的に実施することができます。

デジタル著作権取引所(KDCE)の機能の詳細(著作権調査サービス機能は除く)

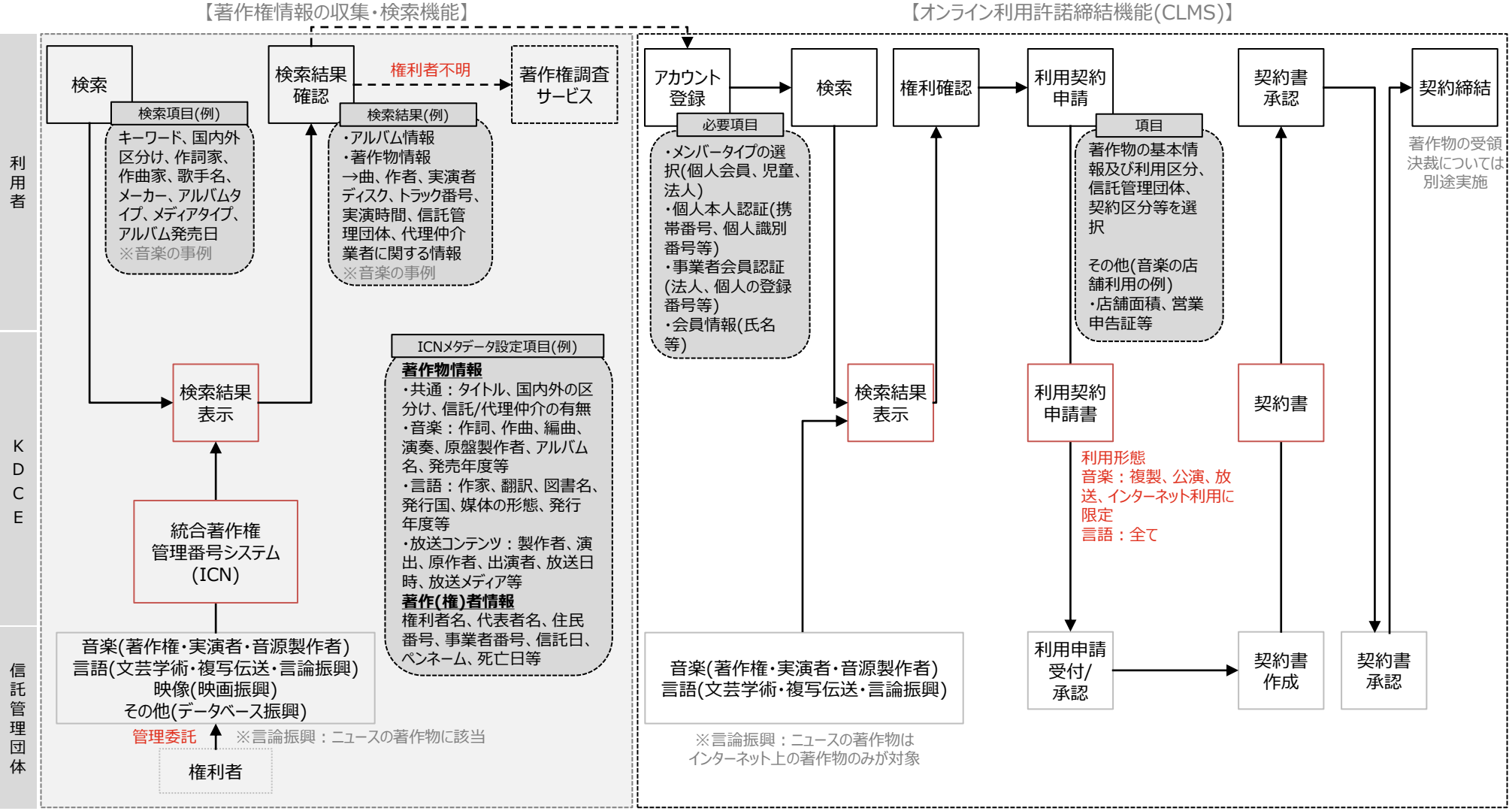

(参考資料)文化庁(2012). 諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書
張 et al (2015). 著作物流通円滑化のための『デジタル著作権取引所』の導入に関する研究
経済産業省、文化庁提供資料

3. 調査結果

2. 調査(2)システム要件の検討

－2-1-1. 調査(2)のアプローチ：システム要件の検討方法

- 本調査においては、前段の調査 (1) を通じて整理した一元化された権利処理の手続きフローの仮説、および、各団体が保有するデータ項目情報等の収集結果に基づき、『一元化システムの主な要件』を整理しました。

調査(2)の実施アプローチ

主な要件の整理

業務・システム要件の検討

将来的な手続きフロー仮説より、システムに必要とされる登録・検索等の機能や主に保有するデータ、画面イメージなどについて検討・整理する

→

非機能要件の設定

将来的なデータ量を見越したシステムの性能やセキュリティ、運用・保守に係る要件等の非機能要件について、見積もり推計のために仮で設定する

3. 調査項目ごとの調査結果
－2-2-1. 調査(2)の結果：想定される要件：ユーザー目線での大まかな利用フロー

- 利用者のプロセスを設計する上でのポイントとしては、どのようなコンテンツであっても検索結果として必ずヒットすること、既存の管理団体に管理委託されていない著作物やオーファンワークスであっても検索結果としてヒットすることが肝要と想定しました。
- 権利者においては、手間なくコンテンツおよび権利情報の登録ができること、管理方法の意思表明ができることが肝要と想定しました。

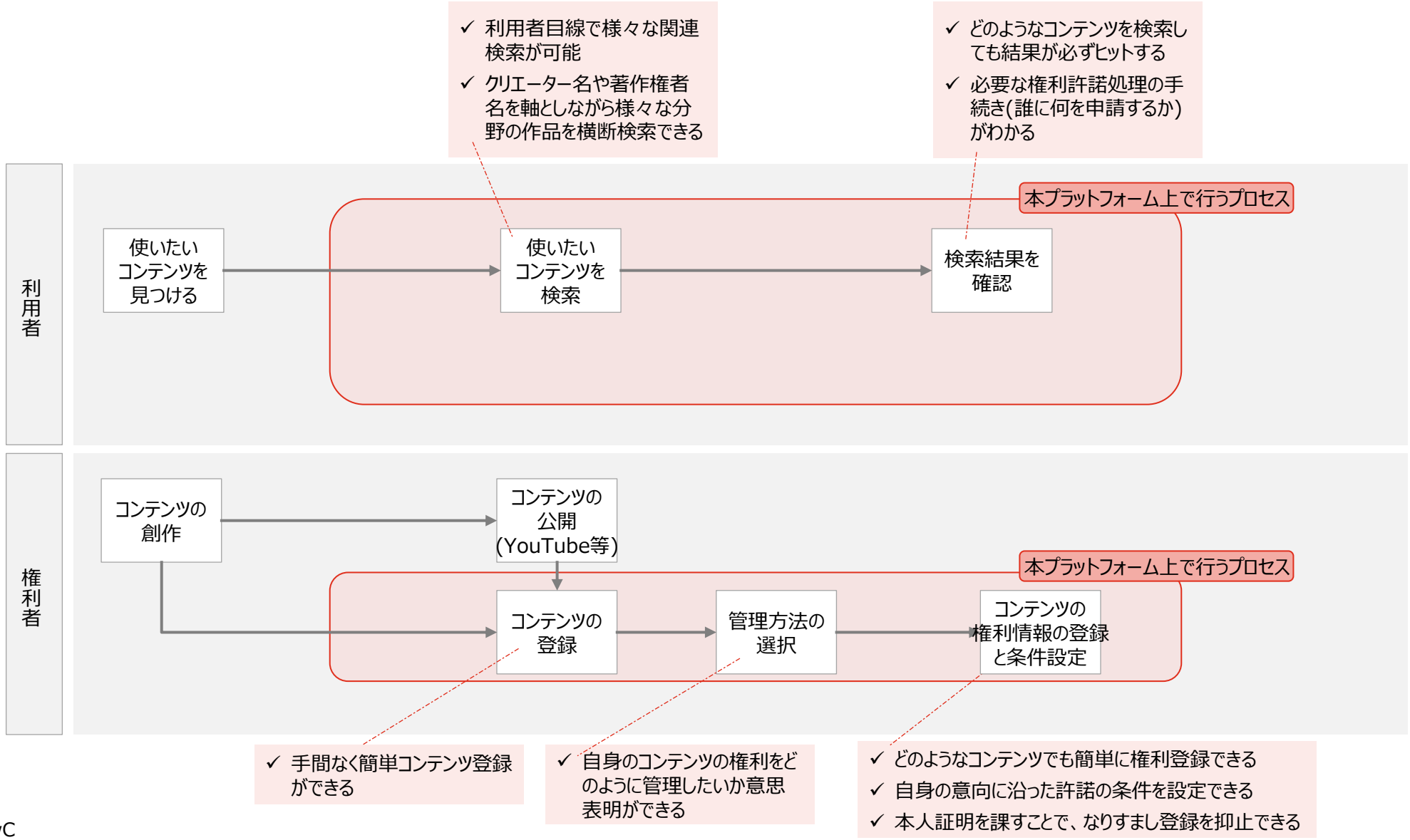

3. 調査項目ごとの調査結果
－2-2-2. 調査(2)の結果：想定される要件：機能⇔データ⇔画面の関係整理

- 利用者の目線で必要と想定される画面群/機能群/データについては、分野横断で権利者情報の検索に必要となるものを想定しました。
- 権利者の目線では、コンテンツの登録や管理方法の選択、権利情報の登録に必要となるものを想定しました。
- システム管理者の目線では、集中管理団体等の外部とのデータ連携に伴うデータ受信・データ更新・データ送信機能やシステム管理に必要となるものを想定しました。

	ステップ	必要と想定される画面群	必要と想定される機能	必要と想定されるデータ
利用者	使いたいコンテンツを検索	検索画面群	コンテンツ検索機能	・コンテンツ情報 ・コンテンツ権利情報
	検索結果を確認	検索結果確認画面群	検索結果表示機能(コンテンツ名・権利者)	
権利者	コンテンツの登録	権利者ユーザー登録画面群	権利者のユーザー登録機能	・権利者ユーザー情報
			本人確認機能	
		コンテンツ登録画面群	外部サービスからのコンテンツ情報連携登録機能	・コンテンツ情報
			(または)コンテンツ情報入力機能	
			コンテンツIDの発番機能(PFからの登録分)	
	管理方法の選択	管理方法選択画面群	管理方法選択機能	・コンテンツ権利情報
	コンテンツの権利情報の登録と条件設定	権利情報入力画面群	権利情報入力機能	
		許諾条件設定画面群	許諾条件設定機能	
システム管理者	外部データ連携	－	集中管理団体(等)からのデータ受信機能	・コンテンツ情報 ・コンテンツ権利者情報
			コンテンツID発番機能(管理団体経由の登録分)	・コンテンツ情報
			受信データに基づくデータ更新機能	・コンテンツ情報 ・コンテンツ権利者情報
	システム管理	プラットフォーム利用状況確認画面群	プラットフォーム利用状況確認機能	・不正利用の差し止め履歴
		データ連携履歴閲覧画面群	外部とのデータ連携の履歴閲覧機能	・データ連携履歴

－2-2-3. 調査(2)の結果：想定される要件：機能一覧(1/2)：利用者/権利者機能

- 利用者の視点で想定される機能としては、『検索』に係る各種機能を想定しました。
- 権利者の視点で想定される機能としては、『ユーザー登録』『コンテンツ登録』に係る各種機能を想定しました。

機能分類Lv.1	機能分類Lv.2	機能名	機能概要
利用者機能	検索	コンテンツ検索機能	利用希望者が利用したいコンテンツを検索できる機能(検索しやすいよう多角的な検索を可能にする)
		検索結果表示機能 (コンテンツ名・権利者)	検索したコンテンツのコンテンツ情報および権利者情報を表示する機能
権利者機能	ユーザー登録	ユーザー情報変更機能	利用者が自身のユーザー情報(連絡先等)を変更するための機能
		権利者のユーザー登録機能	権利者がコンテンツや権利の登録を行うにあたりユーザー登録を行うための機能
		本人確認機能	なりすまし登録などを防止する為、ユーザー登録を行う権利者が実在する本人であることを確認するための機能
		ユーザー情報変更機能	権利者が自身のユーザー情報(連絡先等)を変更するための機能
	コンテンツ登録	外部サービスからのコンテンツ情報連携登録機能	権利者の登録負荷を低減するため、外部のコンテンツ投稿サービス(YouTube等)からコンテンツ情報をデータ連携登録するための機能
		メールプッシュ連絡機能	コンテンツ投稿サービス(YouTube等)へのコンテンツ投稿者に対して権利登録を促すためのメール送信機能
		(または)コンテンツ情報入力機能	上記のようなデータ連携ができない場合や、まだどこにも公開していない作品を登録する際に、コンテンツの情報を入力するための機能
		コンテンツIDの発番機能 (プラットフォームからの登録分)	コンテンツおよび権利情報を重複なくユニークに管理するため、コンテンツごとに固有のIDを発番するための機能
		管理方法選択機能	権利者が登録するコンテンツの管理方法を管理団体への管理委託/自己管理/権利放棄などから選択するための機能
		権利情報入力機能	コンテンツに含まれる権利情報を入力するための機能
		許諾条件入力機能	利用希望者にどのような利用条件であれば許諾するのか条件を入力するための機能

－2-2-3. 調査(2)の結果：想定される要件：機能一覧(2/2)：システム管理者機能

- システム管理者の視点で想定される機能としては、『外部データ連携』『システム管理』に係る各種機能を想定しました。

機能分類Lv.1	機能分類Lv.2	機能名	機能概要
システム管理者機能	外部データ連携	集中管理団体(等)からのデータ受信機能	外部の集中管理団体等からコンテンツ情報や権利情報を受信するための機能
		重複チェック機能	同一コンテンツの多重登録を防止するための機能
		コンテンツID発番機能 (管理団体経由の登録分)	管理団体経由で新しく登録されたコンテンツのコンテンツIDを発番するための機能
		受信データに基づくデータ更新機能	受信したコンテンツ情報や権利情報に基づいてデータベースを更新するための機能
	システム管理	プラットフォーム利用状況確認機能	システム管理者がプラットフォームの利用状況を確認するための機能
		外部とのデータ連携の履歴閲覧機能	システム管理者が外部とのデータ連携の履歴を確認するための機能

－2-2-4. 調査(2)の結果：想定される要件：画面一覧(1/2)：検索及び権利者の画面

- 検索に想定される画面としては、プラットフォームの主要な機能となる『検索』に係る各種画面として、『トップ画面』『検索画面』『検索結果表示画面』を想定しました。
- 権利者に想定される画面としては、『コンテンツ登録』に係る各種画面として、『ログイン画面』『コンテンツ情報入力画面』『コミュニケーション画面』等を想定しました。

検索に係る画面一覧(案)

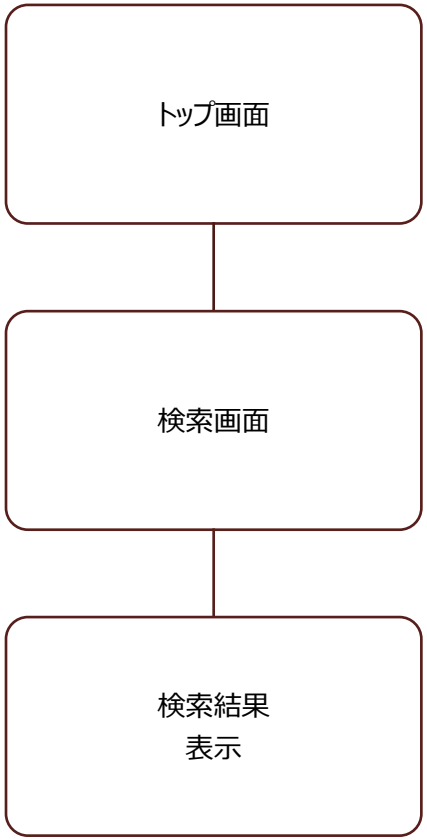

権利者の画面一覧(案)

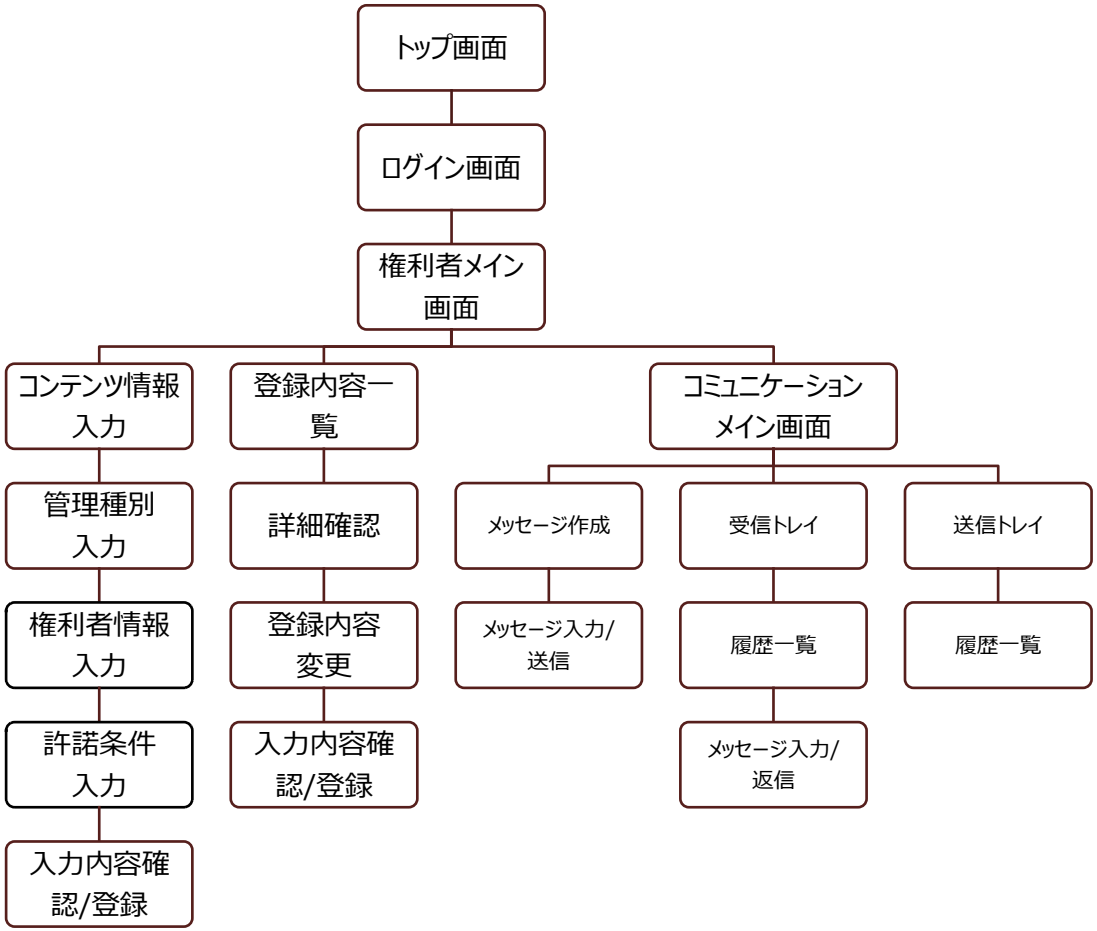

- 想定される画面としては、プラットフォームの主要なユーザーである『権利者』、プラットフォームに登録される『コンテンツ』に係る各種画面に加え、権利者との直接コミュニケーションのための画面や、各種履歴の確認画面などを想定しました。

システム管理者の画面一覧(案)

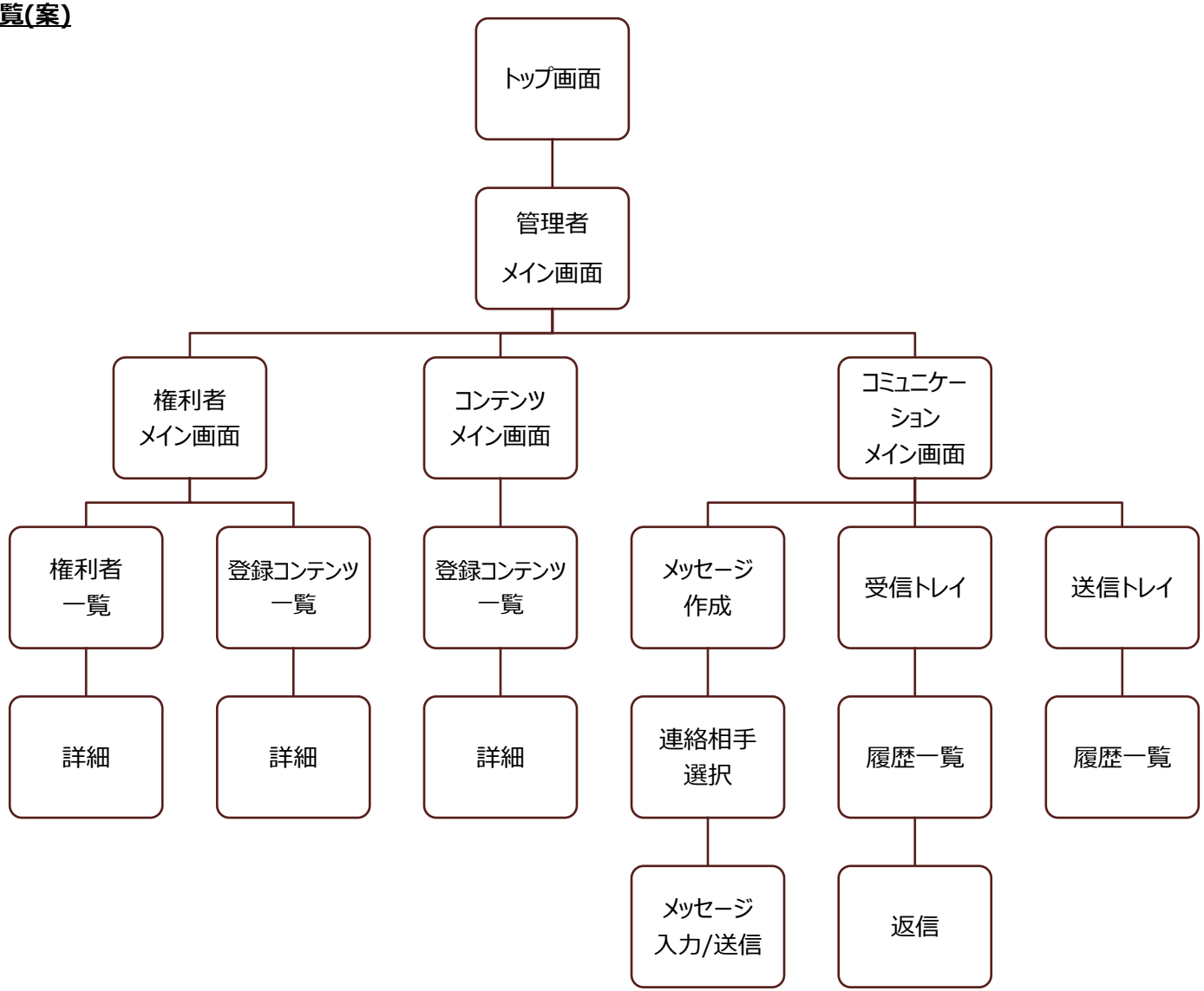

－2-2-5. 調査(2)の結果：想定される要件：データ項目一覧

- 本PF上で取り扱う必要有と想定されるデータは、『コンテンツマスターDB』『ユーザーマスターDB』を通じてデータを収集/管理することを想定しました。
- 特に肝となるコンテンツマスターDBにおけるデータカテゴリーである、コンテンツ自体に係る情報(作品名等)およびコンテンツの権利情報(権利者名、管理種別、支分権ごとの管理団体)については、外部からのデータ連携およびメンテナンスが必要と想定しました。

データベース	データカテゴリ	データ項目
コンテンツマスターDB	コンテンツ情報	• コンテンツID • 分類 • 作品名 • 公開日 • 制作日 • 制作地 • クリエーター名 • 内容 • 言語 • 利用者 • 制作方法 • 発売元
	コンテンツ権利情報	• 権利者ID • 権利保有者名 • 支分権ごとの管理種別 • 支分権ごとの管理委託先団体 • 利用方法の許諾範囲 • 権利関係情報
ユーザーマスターDB	権利者ユーザー情報	• 権利者の氏名、連絡先 • 本人確認のための提出証憑 • ログインID、ログインパスワード

－2-2-6. 調査(2)の結果：想定される要件：非機能要件

- 独立行政法人情報処理推進機構が規定する『社会的影響が限定されるシステム』にて提示されている事項を踏まえ、非機能要件について整理しました。
- セキュリティ要件については、上記機構において参照すべき基準等は明記されていないため、『政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)』に準ずることとして整理しました。

非機能要件の主要項目		想定要件
可用性	稼働率	• 運用時間は、365日24時間とし、1年間に1時間程度の停止は可能とする
	目標復旧水準	• データのリカバリを伴う復旧については、1営業日以内での復旧を目指すものとする
	大規模災害	• 1週間以内の復旧を目指すものとする
性能・拡張性	データ量	• コンテンツマスターDB：約1.8億件の著作物情報 • ユーザーマスターDB：20,000ユーザー(2019年時点のMINCユーザー数：6,165)
	アクセス数	• 同時アクセス数：不特定多数の同時アクセスを想定すること
	ログ	• アクセスのログについて、10年間保管するものとする
	利用	• ブラウザ：全てのブラウザからのアクセスを可能とすること • OS：全てのOSからのアクセスを可能とすること
	拡張性	• 機能は順次追加される可能性があることから約4倍の拡張性を担保すること
運用・保守性	運用時間	• 運用時間は、365日24時間とし、夜間のパッチ適用後などにおいては、若干の停止時間を確保すること
	バックアップ	• システム全体のバックアップを日時で自動的に取得すること
	サポート体制	• サポートデスクを設けること • 運用マニュアルと保守マニュアルを作成すること
	メンテナンス	• 日中の運用に影響のない範囲で実施する場合は、システムを停止してメンテナンス可能とする
セキュリティ		• 『政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)』に準ずるものとする • 最新のパッチ適用などセキュリティ上必要な対策を随時講ずるものとする
移行性		• 著作権等管理事業者やその他の団体から連携されるデータを本システム稼働開始時に格納すること • その際、名寄せ等を実施すること

3. 調査結果

3. 調査(3)一元化システムにおける互換性担保に関する調査

－3-1-1. 調査(3)のアプローチ：調査の観点および狙い

- 調査(3) に係る調査事項について、Ⓐメタデータに関する既存の標準規格、Ⓑコンテンツに対して付与されている既存の管理コード規格の調査を実施しました。

仕様書にて定められた調査事項

調査(3)	メタデータの標準	(仕様書より抜粋) • コンテンツ分野における、日本の既存の管理コード等の標準の整理および互換性担保の方法

調査の観点および狙い

Ⓐ メタデータに関する既存の標準規格

国際標準規格を調査することにより『本PFで保有すべきデータ項目』について検討

Ⓑ コンテンツに対して付与されている既存の管理コード規格

既存の管理コード規格の内容を調査することで、同一コンテンツに係るデータの紐づけ・名寄せ・重複排除などの互換性を担保する方法の一つとして利用できないか検討

－3-1-2. 調査(3)のアプローチ：Ⓐ(参考)メタデータ標準規格の調査対象スコープ(1/3)

- メタデータとはデータについて説明したデータであり、データの検索性の向上など、データ利用の利便性を向上するために付与されるものであります。
- 『コンテンツの権利情報の一元的な検索』という今回調査の趣旨に照らすと、一般的にメタデータとして整備されることが望ましいとされるデータ項目のうち、『記述メタデータ』および『権利メタデータ』について重点調査が必要と想定しました。

メタデータとは

データそのもの

(サウンド/画像/動画 … 等)

データの利便性を高めるために付与
(検索性の向上 等)

データを説明する情報＝メタデータ

(タイトル/ジャンル … 等)

一般的にメタデータとして整備されることが望ましいとされるデータ項目 *1

本調査事業において重点調査が必要と思われる対象

カテゴリー		概要説明	具体例	主要な用途
記述メタデータ		情報資源の発見や理解を目的とするメタデータ	• タイトル • 著者 • 主題 • ジャンル • 発行日	• 検索 • 表示 • 相互運用
管理メタデータ	技術メタデータ	ファイルのデコードやレンダリングを目的とするメタデータ	• ファイルタイプ • ファイルサイズ • 作成日時 • 圧縮方式	• 相互運用 • デジタルオブジェクト管理 • 保存
	保存メタデータ	ファイルの長期的な管理を目的とするメタデータ	• チェックサム • 保存イベント	• 相互運用 • デジタルオブジェクト管理 • 保存
	権利メタデータ	コンテンツに付随する知的財産権に関するメタデータ	• 著作権の状態 • ライセンス条項 • 権利者	• 相互運用 • デジタルオブジェクト管理
構造メタデータ		情報資源の各部の相互関係に関するメタデータ	• シーケンス • 階層内の位置	• ナビゲーション
マークアップ言語		メタデータとコンテンツ内の他の構造的または意味的な特徴に対するタグを統合するもの	• パラグラフ • 見出し • リスト • 名前 • 日付	• ナビゲーション • 相互運用

*1 米国情報標準化機構 (National Information Standards Organization : NISO)
"Understanding Metadata: What is Metadata, and What is it for?"

－3-1-3. 調査(3)のアプローチ：Ⓐ(参考)メタデータ標準規格の調査対象スコープ(2/3)

- 一般的にメタデータ項目とセットで定義される事項として『メタデータの記述要件』および『メタデータの実現形式』が存在しますが、整備すべきデータ項目の内訳自体には影響しないと想定されるため本調査の対象外とし、『メタデータの項目』についてのみ、既存の標準規格でどのような項目が整備されているかを調査しました。

一般的にメタデータ項目とセットで定義される事項*1

カテゴリー	メタデータ項目の例	メタデータの記述要件	メタデータの実現形式
記述メタデータ	タイトル		
	著者		
	主題		
	ジャンル	• 必須、推奨、省略可能、繰返し可能回数などの構造的な制約 • 記述する内容(値)の形式やクラス(型)などの値の制約	• 実際にメタデータをコンピュータ上、ネットワーク上で利用(記述、蓄積、検索、交換等)するための形式(XMLスキーマ、DBスキーマ等)
	発行日		
権利メタデータ	著作権の状態		
	ライセンス条項		
	権利者		

メタデータ標準規格でどのような項目が整備されているか調査

システム開発の要件定義フェーズにおいて検討する事項と想定されること、かつ、足元のコスト試算への影響は限定的と想定されるため、本年度調査事業からは対象外

*1 メタデータ基盤協議会 『メタデータ情報基盤について－３.メタデータスキーマ』http://www.mi3.or.jp/origin/metadata.html

－3-1-4. 調査(3)のアプローチ：Ⓐ(参考)メタデータ標準規格の調査対象スコープ(3/3)

- 標準化団体(等)が掲載紹介しているメタデータ標準規格の中から、『分野横断』『音楽』『映像』『出版』『美術/写真』の5つの観点で利用/転用されているケースが多いと思われる標準規格を幾つかピックアップし、各観点で１対象ずつ調査を実施しました。

調査対象とする標準規格の選定方法

- 標準化団体(等)がメタデータ標準規格を多数掲載しているリストをピックアップ
  - 日本のメタデータ基盤協議会によるメタデータ規格の検索ツール(META BRIDGE) … 87規格*1
  - 米国情報標準化機構(NISO)による『メタデータを理解する』… 18規格*2
- 上記のソースから以下観点に合致する標準規格を幾つかピックアップし、その中から相対的に今回事業の趣旨に合致するものを選定
  - 分野横断で利用/転用されているケースが多いと思われる標準規格
  - コンテンツ産業の代表的な分野である以下の4分野について、利用/転用されているケースが多いと思われる標準規格
    - 音楽
    - 映像
    - 出版
    - 美術/写真

調査対象としたメタデータの標準規格

最終的に調査対象とした標準規格

カテゴリー	調査対象候補としたメタデータの標準規格	最終的な調査対象の選定理由
分野横断	Dublin Core	分野横断でコンテンツを管理する国立国会図書館で準拠する国際標準規格であるため
	Shema.org	
音楽	Digital Data Exchange	音楽に関する多くの権利情報を管理するNexToneが準拠している標準規格であるため
	Music Encoding Initiative	
映像	Multimedia Content Description Interface	制作から利用のフェーズまで幅広く活用されており、利用者の検索利便性担保のために提唱された標準規格であるため
	Descriptive Metadata Sheme 1	
	P/Meta	
出版	Functional Requirements for Bibliographic Records	従来提唱されていたInternational Standard Bibliographic Description(ISBD)を利用者観点から単純化し、提唱された標準規格であるため
	MAchine Readable Cataloging	
	Bibliographic Framework Initiative	
美術/写真	Visual Resources Association Core	芸術作品とそれらの画像情報を記録するメタデータ標準規格であり、項目名まで調査可能と思われる標準規格であるため
	CIODIC Conceptual Reference Model	
	Categories for the Description of Works of Art	

*1 META BRIDGE | https://metabridge.jp/infolib/metabridge/menu/
*2 メタデータを理解する | https://www.ndl.go.jp/jp/dlib/standards/translation/understandingmetadata.html

－3-1-5. 調査(3)のアプローチ：Ⓑ(参考)既存管理コードの調査対象スコープ

- 『同一コンテンツに係るデータの紐づけ・名寄せ・重複排除などの互換性を担保する方法の一つとして利用できないか検討する』という調査の狙いを踏まえて、調査対象項目は『コード体系』および『付与単位』とし、第三者機関が付与しているコードについて調査を実施しました。

(再掲)管理コードの調査の狙い	調査対象(項目/コード)および調査の狙い		
● 既存の管理コード規格の内容を調査することで、同一コンテンツに係るデータの紐づけ・名寄せ・重複排除などの互換性を担保する方法の一つとして利用できないか検討する	調査対象項目	コード体系	• 既存の管理コードの桁数や構成要素などを調査することで、本プラットフォームにおける統合IDのコード体系の検討材料とする
		付与単位	• 既存の管理コードがどの単位で付与されているかを調査することで、データの紐づけ・名寄せ・重複排除などの互換性を担保する際の突合単位の検討材料とする
	調査対象コード	第三者機関が付与しているコード	• 集中管理団体以外の第三者機関が付与している管理コードを複数システム間のコンテンツの紐づけキーに利用できないか検討する
		管理団体の独自付与コード	• 複数の送信元からのデータを紐づけるという観点では、上記の『第三者機関が付与しているコード』の方が利用しやすいと考えられることから調査劣後

－3-2-1. 調査(3)の結果：Ⓐメタデータ標準(1/2)

- 標準規格として規定されている多くのメタデータの標準規格より、分野横断の規格である『Dublin Core』および各分野において規定されている標準規格である『Digital Data Exchange』『Multimedia Content Description Interface』『Visual Resources Association Core』『Functional Requirements for Bibliographic Records』について、メタデータ標準のデスク調査を実施しました。

分野	名称	運営団体	概要	活用団体
横断	Dublin Core (DC)	Dublin Core Metadata Initiative	メタデータの相互運用性のために、分野を超えた相互運用性を得ることを目的に提唱され、中核となるThe Dublin Core Metadata Element Setは2005年に国際標準(ISO 15836)に定められた。	国立国会図書館
音楽	Digital Data Exchange (DDEX)	Digital Data Exchange, LLC	デジタル音楽領域における標準規格を定めており、Sony BMG Music Entertainmentや米国、英国および欧州の音楽権利関連の協会や代理業者が活用している。	NexTone Independent Music Coalition Japan YouTube など
映像	Multimedia Content Description Interface (MPEG-7)	－	マルチメディアデータの高速な内容検索を目的に開発され、Dublin Coreをベースにマルチメディア、映像の記述に特徴を持たせており、国際標準(ISO/IEC15938)に定められている。	実用化には至っていない
美術/写真	Visual Resources Association Core (VRA)	Visual Resources Association	芸術作品とそれらの画像に関する情報を管理し、それらにアクセスする必要のある学校や図書館、美術館などがしようすることを目的に提唱され、米国議会図書館が規格を制定した。	デスク調査では不明
出版	Functional Requirements for Bibliographic Records (FRBR)	The International Federation of Library Associations and Institutions	『表現形』『体現系』に分けて、書籍などのメタデータについて提案しているモデルであり、紙や電子など媒体が多様化する中、利用者の検索利便性を担保するために、目録の標準化を図るために提唱された。	デスク調査では不明

3. 調査項目ごとの調査結果
－3-2-2. 調査(3)の結果：Ⓐメタデータ標準(2/2)

- デスク調査の結果、複数のメタデータの標準規格に規定されている項目は、記述メタデータにおいて12項目(コンテンツIDやジャンル、作品名など)であり、権利メタデータにおいては2項目(権利保有者名、権利関係情報)であることが明らかとなりました。
- また、記述メタデータについては、複数のメタデータの標準規格において固有の項目が多く見受けられました。

○：各メタデータ標準にて規定されている項目　―：各メタデータ標準において規定されているか不明な項目

#	カテゴリー	項目名	定義	DC	DDEX	MPEG-7	VRA	FRBR
共通項目	記述メタデータ	コンテンツID	著作物単位に付与される管理コード	○	○	○	○	○
		分類	著作物が該当する分野に関する情報	○	―	○	○	○
		作品名	著作物に与えられる正式タイトル	○	○	○	○	○
		公開日	著作物が公開された年月日	○	○	○	○	
		制作日	著作物が制作された年月日	―	―	○	○	○
		制作地	著作物が制作された国や地域	○	―	○	○	―
		クリエーター名	著作物の制作に関わる人材、団体の名称	○	―	○	○	―
		内容	著作物の内容の説明	○	―	○	○	―
		言語	著作物が記述されている言語	○	―	○	―	―
		利用者	著作物の利用制限や制作時に想定された利用者層	―	―	○	―	○
		制作方法	著作物の製造工程や用いられている技術など	―	―	―	○	○
		関連情報	その他、著作物に関連する情報の一覧	○	―	○	○	○
	権利メタデータ	権利保有者名	著作物の権利保有者の氏名	○	―	○	○	―
		権利関係情報	著作物の権利の状態や権利者に関する情報	○	―	○	―	―
固有項目	記述メタデータ			―	―	受賞歴 販売情報	制作時代 構成要素 サイズ …など	調(音楽) 経緯度・分点(地図) …など
	権利メタデータ			発売元	―	―	―	―

メタデータ標準のデスク調査にて明らかとなったメタデータ標準で規定されている項目名については、『本PFで保有すべきデータ項目(仮説)』に追加し、それらの項目に基づき、著作権等管理団体等からアンケートにて回答を得た保有データ項目を分類

－3-3. 調査(3)の結果：Ⓑ 管理コード

- 音楽分野においてはISWCやISRCコード、出版分野においてはISBNやISSN、書籍JAN、雑誌コードが標準管理コードとして運用されていることが明らかとなりました。
- 一方で、分野ごとに全ての団体が共通で活用している管理コードはありませんでした。

分野	コード	管理団体	概要	コード体系	コード詳細	該当コードを活用している集中管理団体
音楽	ISWC	著作権協会国際連合	1つの音楽作品に対して1つのコードが附番され、音楽作品の識別に利用されるコード	T＋9桁(数字)＋1桁(数字)	9桁：作品識別 1桁：チェックデジット	日本音楽著作権協会 NexTone
	ISRC	国際レコード産業連盟	1つのの録音物に対して1つのコードが附番され、録音物の識別に利用されるコード	2桁(英字)+3桁(英字2、数字1)+2桁(数字)+5桁(数字)	2桁：国名コード 3桁：登録者コード 2桁：年次コード 5桁：レコーディングコード	日本レコード協会
出版	ISBN	ISBN国際機関	書誌情報を特定し、書籍の取引や図書目録の編纂に活用することを目的に、1書名ごとに書籍を識別に利用されるコード	3桁(数字)+1桁(数字)+4桁(数字)+4桁(数字)+1桁(数字)	3桁：978 or 979 1桁：国名コード 4桁：出版社コード 4桁：書名コード 1桁：チェックデジット	学術著作権協会 日本書籍出版協会 日本複製権センター
	ISSN	ISSN国際センター	逐次刊行物のキータイトルを対象に附番され、刊行物を容易に同定・識別するために利用されるコード	4桁(数字)+3桁(数字)+1桁(数字)	4桁：国名コード 3桁：追う番 1桁：チェックデジット	学術著作権協会 日本複製権センター 出版物貸与権管理センター
	書籍JAN	流通システム開発センター	『日本図書コード』をバーコード化しコードであり、書籍出版物を市場で流通・販売する場合に申請・活用されるコード	1段目：3桁(数字)+9桁(数字)+1桁(数字) 2段目：3桁(数字)+4桁(数字)+5桁(数字)+1桁(数字) ※上記は『日本図書コード』のコード体系	3桁+9桁：ISBNコード 3桁：192 4桁：分類コード 5桁：定価コード 1桁：チェックデジット	日本書籍出版協会
	雑誌	雑誌コード管理センター	雑誌の単品管理を行うことを目的に、雑誌のタイトルごとに設定されている商品コード	1桁(数字)+3桁(数字)+1桁(数字)+2桁(数字)	1桁：発行形態 3桁：雑誌名 1桁：発行区分 2桁：月号数	出版物貸与権管理センター

3. 調査結果

4. 調査(4)その他業務運用等の検討

－4-1. 調査(4)のアプローチ：調査の観点および狙い

- 調査(4)については、仕様書にて定められた各調査事項について大きく、Ⓐ新しい権利処理方法とこれまでの違い、Ⓑ一元化システムの運営体制、Ⓒ次年度以降の推進計画、の３つの分類にて検討を進めました。

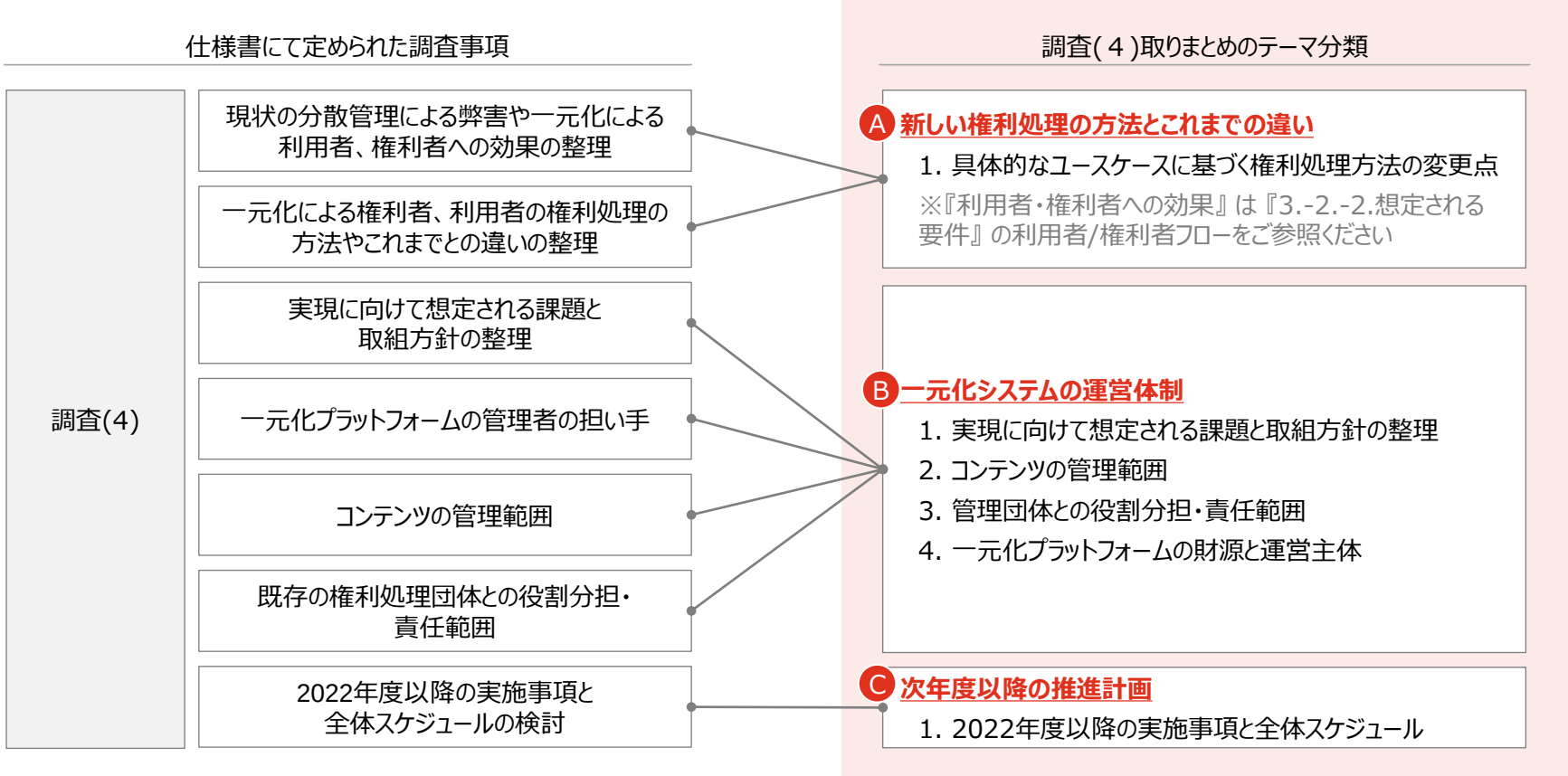

–4-2-1. 調査(4)の結果：Ⓐ 新しい権利処理の方法とこれまでとの違い

- 新しい権利処理方法における利用者/権利者目線での利用フローとメリットは、「3.-2.-2.想定される要件」に掲載しておりますが、変更前後の違いをより具体的に示すため、①プロ利用と②個人利用でそれぞれユースケースを設定し、現在の権利処理方法と新しい権利処理方法の違いを整理いたしました。
- ユースケース②では、コンテンツ投稿サービスとの連携方法踏み込んだ検討を行うためため、一元化DBとコンテンツ投稿サービスがシームレスに接続されたとして整理しています。

ユースケース	具体的な設定	必要な権利処理
① プロ利用： 地上波放送済みのテレビ番組について、放送を行ったテレビ局とは異なるデジタル配信事業者が、インターネット配信を行う	• インターネット配信の形態はオンデマンド配信 • インターネット配信したい映像は実写映像であり、俳優の実演が含まれる • 番組で使われている楽曲には、下記の両方のパターンが含まれる 　- 楽曲Ⓐ：レコード会社から発売済の楽曲(著作権はJASRACに委託) 　- 楽曲Ⓑ：個人音楽家の自己制作楽曲(いずれの権利も自己管理) • デジタル配信事業者はJASRACとの間で包括利用契約を結んでいる	• 映像の権利処理 　- aRmaへの利用報告/料金支払 (実演映像の二次利用には要再許諾) • 楽曲Ⓐの権利処理 　- 著作権：JASRACへの利用報告(包括契約済) 　- 原盤権：レコード会社からの許諾取得*1 　- 実演家隣接権：日本レコード協会(RIAJ)からの許諾取得*1 • 楽曲Ⓑの権利処理 　- 著作権/原盤権/実演家隣接権のいずれも、個人クリエーターと相対交渉
② 個人利用： 動画投稿サービスで活動している個人が番組を作り、自身のチャンネルに投稿する	• 素材の一部として、以下を利用したい 　- 他クリエーターの作品で、他の動画投稿サービス上に投稿されているボカロ楽曲 　- 他クリエーターの作品で、他の動画投稿サービス上に投稿されているアニメ映像	• ボカロ楽曲の権利処理 　- 著作権/原盤権/実演家隣接権のいずれも、個人クリエーターと相対交渉 • アニメ映像の権利処理 　- 映像自体の著作権：個人アニメーターとの相対交渉 　- アニメ映像に含まれる楽曲の各権利：個人クリエーターと相対交渉

ケース②については、外部のコンテンツ投稿サービスとの連携の在り方について、踏み込んだ検討を行う材料とするため、以下の設定を織り込んで作成

- ✓ コンテンツ投稿サービスにクリエイターが作品を投稿する際に、権利情報の入力を求められるようになっており、投稿するとその権利情報は一元化DBに連携される
- ✓ 一元化DBとコンテンツ投稿サービスがシームレスに連携し、コンテンツ投稿サービスのコンテンツ視聴画面上から、二次利用の申請に接続できるようになっている
- ✓ コンテンツ投稿サービスと一元化窓口の間で包括利用契約が結ばれており、一元化DBに参加している管理団体のコンテンツを利用する場合は個別許諾は不要

*1 令和3年度の法改正により、インターネット配信の形態が同時配信であれば報酬請求権に移行したが、本ケースではオンデマンド配信の設定であるため、許諾権に該当

- 本ケースの例では、楽曲Ⓐ・楽曲Ⓑ・映像のいずれも権利者と権利処理の手続き先が一元化DB上で特定でき、楽曲Ⓑについて個人クリエーターに連絡がつかず各権利の許諾が取得できなかった場合でも、新しい権利処理の仕組みで利用が可能になります。

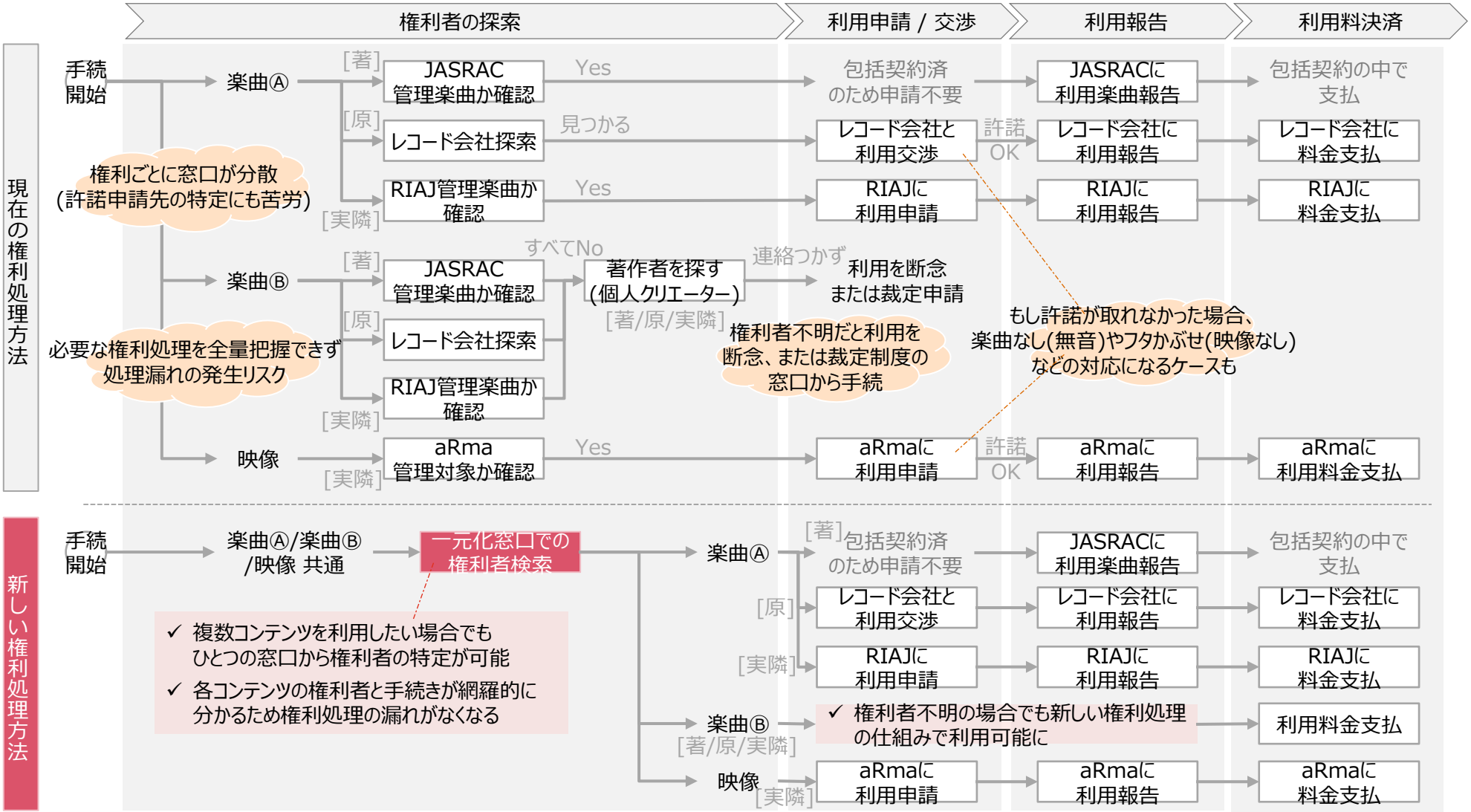

凡例｜該当する権利処理の種別 … [著] 著作権 [原] 原盤権 [実隣] 実演家の隣接権

－4-2-2. 調査(4)の結果：Ⓐ 新しい権利処理の方法とこれまでとの違い：ユースケース②

- 本ケースの例では、利用者であるYouTuberが自身のチャンネルでの番組制作に際して、コンテンツ投稿サービスで見つけたボカロ楽曲とアニメ映像を利用したいと思った場合に、コンテンツ投稿サービス上の「二次利用申請」ボタンを押すと自動的に手続き画面に遷移し、利用内容と決済情報を入力するだけで、それらのコンテンツが利用可能になります。

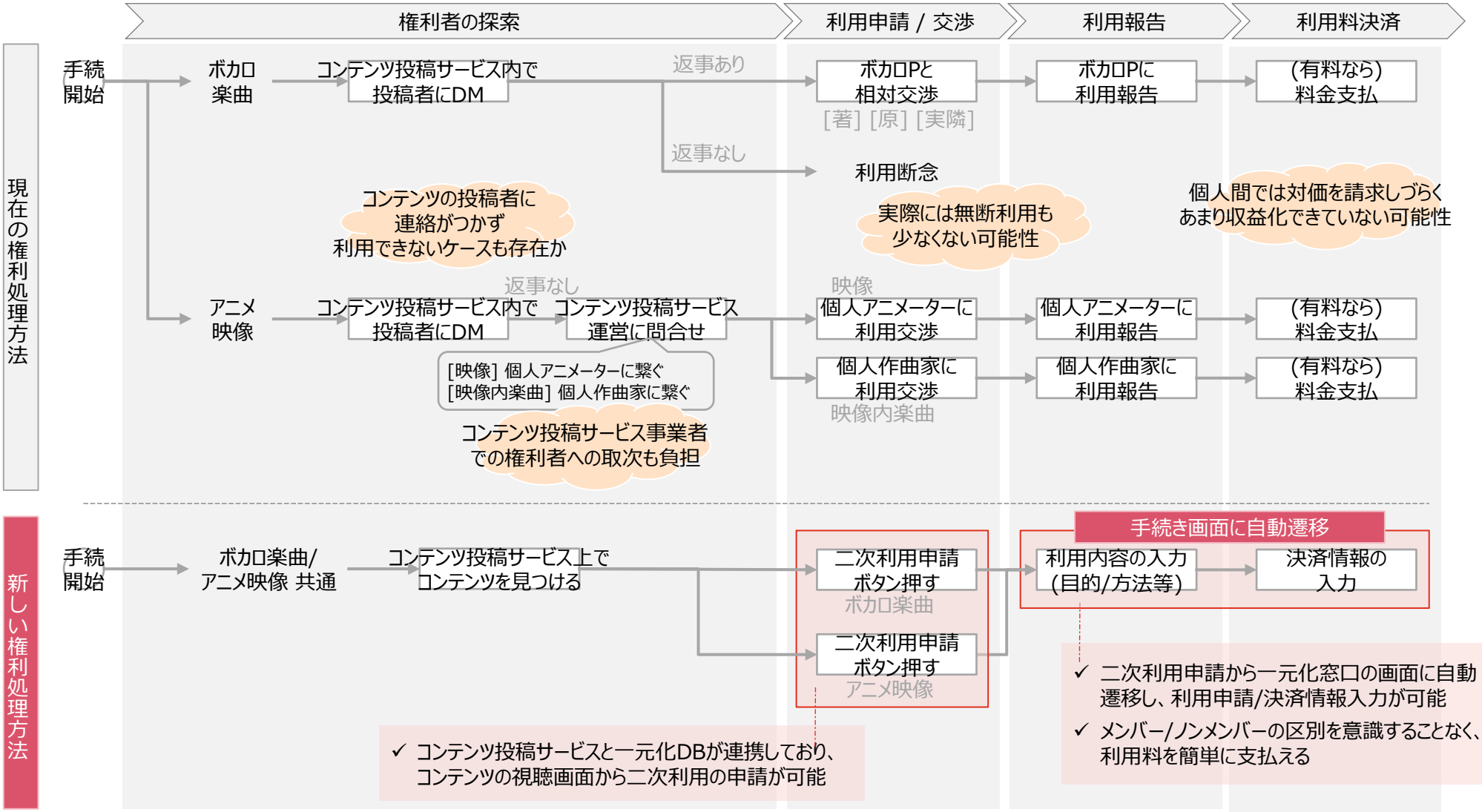

凡例｜該当する権利処理の種別 … [著] 著作権 [原] 原盤権 [実隣] 実演家の隣接権

－4-3-1. 調査(4)の結果：Ⓑ 一元化システムの運営体制の検討：実現に向けて想定される課題と取組方針

- 課題としては大きく、Ⓐデータ連携に係る権利信託者からの了承取得、Ⓑ団体内でのデータ集約、Ⓒデータの正確性担保、Ⓓ社内外関係者との合意形成、が挙げられます。
- 国からの支援としては、信託者向けの分かりやすい説明資料の展開や説明会の開催、管理団体内でのデータ整備などに対する費用補助などが考えられます。

本テーマに関してこれまでの調査結果から得られた情報

デスク調査とアンケート

- 集中管理団体等へのアンケートにて、データの外部連携に係る課題として以下の回答
  - Ⓐデータの外部連携について権利信託者からの了承取得が必要
  - Ⓑ団体内でデータが散逸しており、データの集約が必要
  - Ⓒ外部公開を想定してデータを整備しておらず、データの正確性を保証できない
  - Ⓓ権利信託者以外についても、社内外の関係者との合意形成が必要

ヒアリング

- Ⓐ権利信託者からの了承取得に関する事項
  - DBで公開している情報は、既に一般に公開されている情報であり個人情報に相当しないが、ローデータの提供は権利者の承諾が必要
  - 税率が変わった際には、会員等への説明会を開催し、内部での検討から各会員での承諾、運用までに約4-5か月を要した。**権利者了承については、国からの分かりやすい説明資料があるとよい**
- Ⓒデータの正確性に関する事項
  - データの真正性については、委託契約約款にて、**権利者自身が保証をするという建付けになっている。データの真正性に関連する目立ったトラブルは生じていない**
  - 掲載している情報の正確性に関する問合せはある程度発生している。間違いがある場合には各会員や連携団体に連絡をし、各会員や連携団体にてデータを修正している
  - 利用者から電話やメールでデータ内容に関する**問い合わせや指摘を受けることはあり、その都度該当データの精査**を行っている。
  - なりすまし等を防止するため、権利者と契約する際には出来る限り直接会うようにしている。

実現に向けて想定される課題と取組方針(案)

- 既存の集中管理団体等から一元化窓口に対するデータ連携の実現に向けた、国からの支援として、以下を想定
  - 各団体から一元化窓口へのデータ連携の必要性について、国からの分かりやすい説明資料を準備し、権利委託者向けの説明会などの開催
  - 団体内のデータ整備に必要な仕組みの構築に対する費用補助 (既存の補助金の活用も)
- データの正確性担保については、上記の費用補助を通じて可能な範囲で各団体側で担保してもらいつつ、利用者や権利者からのデータ誤りの指摘を受けた場合に迅速に修正対応ができる業務運用を構築することも一案

－4-3-3. 調査(4)の結果：Ⓑ 一元化システムの運営体制の検討：コンテンツの管理範囲：ノンメンバーの登録を促進する方法

- ノンメンバーの登録を促進するアプローチとしては、Ⓐ権利者への登録のインセンティブ設計に加えて、Ⓑ既存のコンテンツ投稿サービスとの連携が想定されます。
- 個人クリエーターによるコンテンツ投稿サービスを提供するプラットフォームにおいては、ユーザーの利便性や、問い合わせ対応の負荷の観点でも連携について前向きに検討できる可能性があるとのことで、次年度以降に協力して連携に係る実証実験の企画も一案と考えられます。

本テーマに関してこれまでの調査結果から得られた情報

デスク調査とアンケート

- 特記事項なし

ヒアリング

- ノンメンバーの権利情報の収集における課題と想定される対応策
  - 投稿されるコンテンツの権利情報はデータベース等で管理していないため、テレビ局等からの利用問合せに対しては、社内の担当者の知見を辿って対応している。クリエーターに連絡がつかない場合、それらの分野に精通する団体が仲介するケースもある。
  - **上記の問合せ対応の観点でも、ユーザーが利用するサービス画面上で、全ての権利者が自動で表示できるようになれば利用者側もプラットフォーム運用会社側も効率化される。**
  - **コンテンツの投稿時に投稿者に権利情報も入力してもらい、そのうえで一元化データベースに自動連携されるようになれば理想と思われる。権利者情報の入力の仕組みの検討については、プラットフォーム運用会社としては前向きに検討可能と思われる。**
- 現状、個人クリエーターが著作権印税とは別で原盤印税を徴収することは難しい。本来であれば、ノンメンバーであっても使用料を得られる仕組みが必要
- コンテンツ投稿サービスを運営する各企業は、本取組に対して関心はあるが、直接的に各社の収益に繋がるメリットはまだ見えていない。協力を仰ぐのであれば、コンテンツの管理に対する文化醸成といった側面からの訴求が有効である可能性がある。

ノンメンバーの登録を促進する方法(案)

- ノンメンバーのコンテンツの権利情報登録を促進する方法としては、大きく以下の２つのアプローチが考えられる
  - Ⓐ権利者自身に一元化窓口から権利情報を登録してもらうためのインセンティブ設計
  - Ⓑコンテンツ投稿サービス(YouTube等)と連携することで権利情報も出来る限り収集
- ⒶⒷそれぞれについて、具体的には以下のような方策が案として考えられる
  - Ⓐ一元化窓口で、権利管理委託のメリット説明や、委託先団体選択についてアドバイスする機能を設置
  - Ⓑ協力的な事業者に対して、コンテンツ投稿の際に権利情報を入力するフォームを追加してもらい、一元化DBにデータ連携してもらう体制を構築する
- Ⓑコンテンツ投稿サービスとの連携に向けては、次年度の取組として、プラットフォーム運用会社等、協力を得られる可能性が比較的高い企業との間での実証事業の企画も一案

－4-3-4. 調査(4)の結果：Ⓑ 一元化システムの運営体制の検討：既存の権利処理団体との役割分担・責任範囲

- 一元化窓口では、検索における利用者との直接接点および権利情報登録等の役割を担い、管理団体側では、権利者情報の正確性担保や利用申請/利用報告等の最終承認などを担う想定で役割分担を整理しております。

凡例｜ ◎主たる担当 〇一部対応

機能範囲	役割分担が必要な業務の主要例	役割分担	
		一元化窓口	既存の管理団体
検索	コンテンツ/権利者データの収集	－	◎
	データの真正性担保	－	◎
	一元化DBへのデータ連携のためのデータとりまとめ	－	◎
	一元化DBへのデータの連携	〇エラー時の連携対応	◎
	検索結果表示のためのデータ統合(名寄せ、ID附番等)	◎	〇エラー時の連携対応
	(必要応)誤りのあったコンテンツ/権利者情報の修正	〇ユーザーからの問い合わせ窓口	〇指摘を受けた誤りの修正
権利情報登録	コンテンツ/権利者データの収集	◎	－
	データの真正性担保	◎	－
共通	利用者/直接登録権利者からの問い合わせ対応	◎	〇問い合わせ内容によっては連携
	管理団体側で受託の権利者からの問い合わせ対応	〇問い合わせ内容によっては連携	◎

－4-4. 調査(4)の結果：Ⓒ 次年度以降の推進計画

- 開発期間やリリース時期に直接影響しうる事項としては、プロトタイプの開発に向けた事前調査と仕様の検討会、コンテンツ投稿サービスとの接続連携に関する実証事業などが考えられます。開発と並行で可能な実施事項としては、各団体との参加交渉や管理団体側の課題解消のサポートなどを想定しております。

再掲｜次年度以降のスケジュールに影響しうる事項

想定課題と取組方針

- 既存の集中管理団体等から一元化窓口に対するデータ連携の実現に向けた、国からの支援として、以下を想定
  - 各団体から一元化窓口へのデータ連携の必要性について、国からの分かりやすい説明資料を準備し、権利委託者向けの説明会などの開催
  - 団体内のデータ整備に必要な仕組みの構築に対する費用補助 (既存の補助金の活用も)

コンテンツの管理範囲

- 次年度の足元の取組として、以下のような事項も有効である可能性
  - 本取組に対する既存の各管理団体の意向(協力的/中立的/否定的)の深掘り調査(アンケート等)
  - どのようなユーザーを想定してプロトタイプを作るべきか、ペルソナの検討のためのユーザーインタビュー等
- コンテンツ投稿サービスとの連携に向けては、次年度の取組として、ドワンゴ社等、協力を得られる可能性が比較的高い企業との間での実証事業の企画も一案

次年度以降のスケジュールに盛り込む事項 (案)

- 開発期間やリリース時期に直接影響しうる事項
  - プロトタイプの開発に向けた事前調査期間の設定 (ペルソナ設定のためのユーザーインタビュー、主たる裨益者を設定したうえでの効果試算 等)
  - システムの仕様の詳細化に向けて、各管理団体を巻き込んだ仕様の検討会に必要な期間の設定
  - コンテンツ投稿サービスとの接続連携に関する実証事業の実施期間の設定
- 開発と並行での推進が可能と想定される事項
  - 各管理団体からの総論で参加同意を得るための、各団体の意向の深掘り調査や交渉期間の設定 (段階的に進めるのであれば優先グループから順次)
  - 管理団体側からのデータ提供に係る各課題について、管理団体側で準備/対応に必要な期間の設定 (国からの説明資料や説明会を含む)
  - 一元化プラットフォームの構築/運営に係る財源確保に必要な期間の設定 (管理団体やコンテンツ投稿サービスとの交渉等)
  - 管理団体の担い手の指定および人員の確保に必要な期間の設定 (新団体の設立の場合はその設立/運営準備含む)

4. 総括

－1. 調査(1)-(4)の総括

- 一元化システムの構築および運用については、協力的な管理団体やコンテンツ投稿サービス事業者も存在し、段階的な推進であれば実現可能と思われます。
- ただし、運営体制の面で、本調査事業では財源および運営主体の検討材料が限定的であったため、今後の重点的な検討が必要と想定されます。

調査(1) 既存DB調査	• 35団体に接続した場合に想定される著作物数・権利者数は、コンテンツの管理単位にバラつきはあったものの、アンケートで確認できた数量から推計すると、著作物数が約1.8億件、権利者が約720万人と推計された • 保有データ項目は分野によって特徴的なものも多く、一元化に向けては取捨選択とラベルの共通化が必要と想定された • 各管理団体から一元化窓口へのデータ連携では、権利者からの了承取得および団体内のデータの整理が課題と想定 • 利用者の便益を踏まえると、クリエーター名検索すると、検索結果に様々なコンテンツが表示されることが有益であることを想定
調査(2) システム要件	• 本PFで必要有と想定される想定されるデータは、『コンテンツマスターDB』『ユーザーマスターDB』を通じてデータを収集/管理することを想定 • 独立行政法人情報処理推進機構が規定する『社会的影響が限定されるシステム』にて提示されている事項を踏まえ、非機能要件を整理
調査(3) メタデータ標準/ 権利処理プロトコル	• 各管理団体の保有データの調査の結果、同一コンテンツに対して付与/保持されている共通コードは少なく、データの一元化に向けては名寄せの負荷が一定程度見込まれる
調査(4) そのほか 業務運用 等	• 一元化窓口へのデータ連携に向けた管理団体側の課題に対しては、権利者向けの説明の後押しや、団体内でデータを整備するための仕組みづくりに対するサポートが求められる

- 一元化システムの構築および運用については、協力的な管理団体やコンテンツ投稿サービス事業者も存在し、段階的な推進であれば実現可能と思われます
- ただし、運営体制の面で、本調査事業では財源および運営主体の検討材料が限定的であったため、今後の重点的な検討が必要と想定されます

- 一元化システムに係る構築および運用については、プロトタイプの開発やコンテンツ投稿サービス事業者との実証などを通じた団体的な推進が有効と想定されます。
- 財源確保と運営主体の決定に向けては、管理団体やコンテンツ投稿サービス事業者に対する裨益を主軸に検討しつつ、中長期的には著作物以外の対象物などまで視野に入れた裨益の検討なども一案と想定されます。

テーマ	今後の取組に向けたご提言
一元化システムに係る構築および運用	• 一元化システムの構築/運用の段階的な推進に向けては、以下の取組も有効と想定 - プロトタイプの開発に向けた事前調査期間の設定 (ペルソナ設定のためのユーザーインタビュー、主たる裨益者を設定したうえでの効果試算 等) - システムの仕様の詳細化に向けて、各管理団体を巻き込んだ仕様の検討会に必要な期間の設定 - コンテンツ投稿サービスとの接続連携に関する実証事業の実施期間の設定 - 管理団体側からのデータ提供に係る各課題について、管理団体側で準備/対応に必要な期間の設定 (国からの説明資料や説明会を含む)
運営体制の構築 (財源/主体 等)	• 財源および主体の検討に向けて、現時点では以下のような裨益が考えられるが、構築/運用費用全体を賄える金額規模になるかは不透明 - 既存の各管理団体の目線：一元化窓口からの取次による利用増 - コンテンツ投稿サービス事業者の目線：利用者からの問い合わせに応じた権利者の探索や取次負担と低減 • 上記のような想定裨益に基づく管理団体やコンテンツ投稿サービス事業者との交渉、一元化窓口での有償サービス検討等ベースとしつつ、財源確保のアプローチのオプションを広げるため、中長期的には以下の事項を今後検討することも一案 - 商標権や肖像権など、著作権以外の対象まで一元化対象に含めた場合に想定される裨益者や裨益規模の検討 - 現時点では法的には著作物ではないが、今後新しく著作物となる可能性がある対象(デジタルアセット等)まで一元化対象に含めた場合に想定される裨益者や裨益規模の検討

Thank you

pwc.com

© 2021 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC, PricewaterhouseCoopers Kyoto, PwC Consulting LLC, PwC Advisory LLC, PwC Tax Japan. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors